

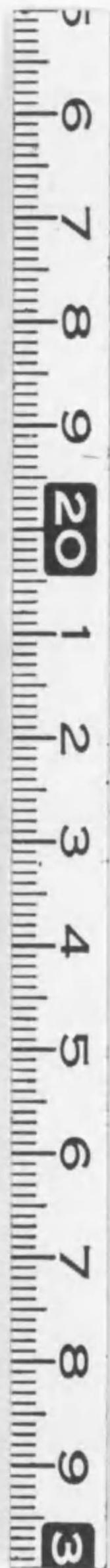
特277-697



*76W10635 *

1933

レタリマ日報



始



513

7.12.22,

胡
際

函	安
號	670
永久保存	

禁安1-446

誌日アリタレロフ



1938

行發部業事黨衆大會社

76W10635



日付-1

昭和八年七曜表 (1933)

	日	月	火	水	木	金	土
一	122 829	223 930	324 1031	418	519	620	721
月	15	16	17	1125	1228	1327	1428
二	519	620	721	115	216	317	418
月	1228	1327	1428	822	923	1024	1125
三	519	620	721	122 829	223 930	324 1031	418
月	1228	1327	1428	15	16	17	1125
四	223 930	317	418	519	620	721	122 829
月	16	1024	1125	1228	1327	1428	15
五	721	122 829	223 930	324 1031	418	519	620
月	1428	15	16	17	1125	1226	1327
六	418	519	620	721	122 829	223 930	317
月	1125	1228	1327	1428	15	16	1024
七	223 930	324 1031	418	519	620	721	122 829
月	16	17	1125	1228	1327	1428	15
八	620	721	122 829	223 930	324 1031	418	519
月	1327	1428	15	16	17	1125	1226
九	317	418	519	620	721	122 829	223 930
月	1024	1125	1226	1327	1428	15	16
十	122 829	223 930	324 1031	418	519	620	721
月	15	16	17	1125	1228	1327	1428
十一	519	620	721	122 829	223 930	317	418
月	1228	1327	1428	15	16	1024	1125
十二	324 1031	418	519	620	721	122 829	223 930
月	17	1125	1228	1327	1428	15	16

守れま一平一労働者
 守れま一平一労働者
 掲げられたる自由旗を
 我等が歩武の先頭に

五

彼等の力なにも
 正義の手もて取り返せ
 奪ひ去られし生産を
 起て労働者奮ひ起て

四

階級戦は来りたり
 今や二十四時間の
 無産の民よ奮起せよ
 永き擧取に備みたる

三

社会の横断を撃つも
 全一日の休業は
 汝の價値に目醒むべし
 汝の部属を抛棄せよ

二

未来を告ぐる國の聲
 亦威者に起る足どり
 轟き渡るマーチの
 闘ひ萬國の労働者

一

マーチ一歌 (テムズ河) の聲

プロレタリア日誌内容

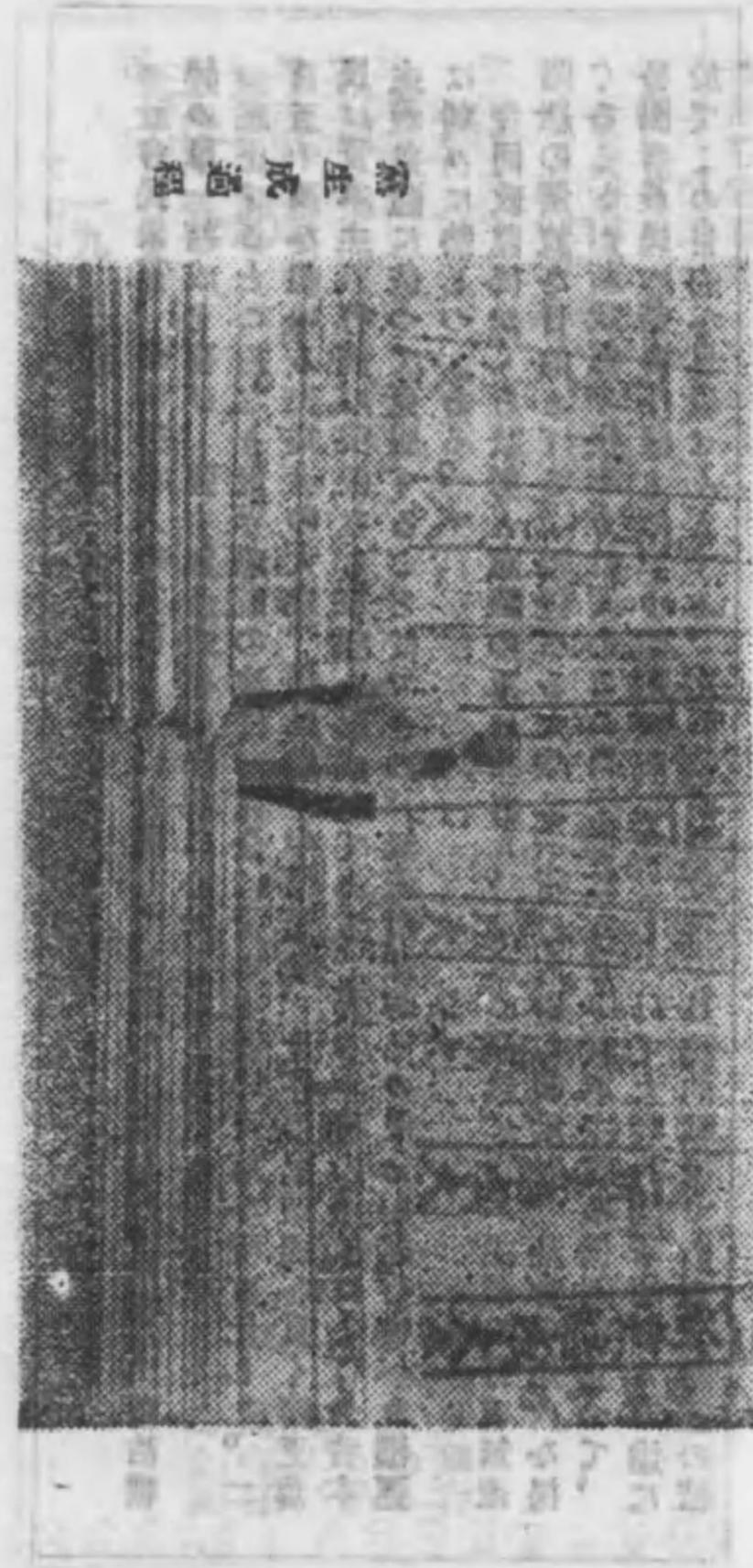
附 録

七曜表……………二
 メイデー歌……………三
 黨生成過程……………五
 立憲宣言……………六
 黨機構——綱領、建設大綱、政策、黨則
 役員……………八
 無産團體名簿……………五
 一、無産政黨……………五
 二、主要労働團體名簿……………五
 三、主要農民組合名簿……………六
 四、其他の團體……………六
 五、辯護士名簿……………六
 無産運動關係法規要綱……………七

國家機構圖……………八六

資料……………八七
 一、國際狀況……………八七
 二、労働組合状態……………八九
 三、農業問題……………九三
 諸屆書様式——結社届、告訴狀、集會届、
 出版届、差入願、正式裁判申立書……………九四
 郵便物早見表……………一〇〇
 メートル法早見表……………一〇三
 編輯智識……………一〇三
 印刷物校正符號一覽表……………一〇五
 日誌——各月プロ・カレンダー……………一一
 住所録……………一二
 備忘録(メモ)……………一六
 黨費納入證……………一三九

附 録



立 黨 宣 言

社會民衆黨、全國勞農大衆黨は、ここに合同して新黨を組織した。我等は、政治戦線の單一結成を喜び、強力無産政黨の出現に心からなる萬歳を叫ぶ。

底止するところなき世界恐慌の波は、完全に資本主義の没落を現實化した。二百五十萬を越ゆる失業者の大衆、植民地、中植民地、世界の農業國を貫く窮乏農民は資本主義打倒の尖鋭なる軍隊を形成してゐる。資本主義の矛盾はもはや資本主義自體に依つて克服することはできぬ。無産階級がその使命を遂行すべき機運は刻々に熟しつゝある。

合同政黨はかかる状態と意識の下に生れた。それは必然に資本主義の打破無産階級の解放を目的とする。混迷せる大衆に一新の大道を明示し、社會の炬火を掲ぐることが新政黨の根本方針である。科學的なる日本資本主義の批判に立つて、労働者農民の結合を経とし、中間階級層を緯とし、以て大衆的闘争的なる方途に於てこの目的を具現せんとする。之れ我が新政黨の具體的戰術である。新黨の結

成に當り我等は廣く同志と共に誓ふ。

無産階級の陣營を死守し、階級的使命の達成に邁進せんことを

合同政黨を育成し、使命遂行のための城砦たらしめんことを

盟約者の矜持と自信とを以て我黨の組織を防衛せんことを

重ねて言ふ、現實の状态は急迫を告げつゝある。都市に農村に、大衆の飢餓行進は既成政治を完全にノックアウトして了つた。今こそ我等の起つべき秋である。反動と彈壓と狂亂の中に新黨を結成する三十萬の黨員は自ら深く期するところがあつた。政治戦線の統一を機とし、明確なる目的意識と確乎たる行動規準に従ひ、獻身的闘争に終始することが、この際に於ける我等の覺悟である。極左一黨の盲動を蹴破し、フアツシヨ反動の腐蝕運動を一擲し、ここに、無産階級の大旗を高揚す。右宣言す。

一九三二・七・二四

綱

一、我黨は労働者、農民、一般勤勞大衆の生活擁護の爲めに戦ふ

領

一、我黨は資本主義を打破し、無産階級の解放を期す

建設大綱

一、重要産業並に金融機關の國有管理、労働者の生産自治の完成

二、土地の國有、耕作權を確保する土地制度の建設、農業經營の自主的協同組合化、農業生産の機械化、重要農産物の國家統制

三、經濟議會の建設、公費勞學教育制の建設、住宅並に醫療機關の公營

四、工業・農業の融合、都市・農村の均衡化

五、世界民族の平等、世界平和の建設

政策

一般政策

- 一、(イ)警察政治の廢止、地方自治の徹底
(ロ)徹底普選の獲得、選舉公營
- (ニ)無産階級彈壓諸法令の徹底
- 官吏公務員の職權濫用・收賄の重刑
- 二、(イ)高率累進財產稅の設定、相續稅の高率累進賦課、獨占資本稅、土地增價稅の設定
- (ロ)消費諸稅の廢止、所得二千圓未満の者の一切の課稅免除
- (ハ)鐵道、郵電、煙草等官業獨占價格の引下げ

三、(イ)軍備縮少

- (ロ)資本主義的帝國主義侵略政策の廢絶
- (ハ)世界關稅障壁の徹底
- 四、(イ)兵士の待遇改善
- (ロ)入營、戰傷死、廢疾兵士並に其の家族生活の國家保證
- (ハ)一般養老年金制・寡婦・孤兒年金制の確立
- (ニ)兒童學用品、食費の公給
- 五、(イ)封建的賤視觀念の打破
- (ロ)華族制度の廢止

勞働政策

- 一、七時間勞働制、生活賃銀制の確立、國

結權、罷業權を承認する自主的勞働組合の制定

- 二、國家負擔による失業手當、失業保險制度の確立、職業紹介機關の擴充並に勞働組合管理、廢疾保險法の制定、健康保險法の改正
- 三、少年及び婦人の夜間勞働、危險作業の禁止、勞働婦人の母性保護
- 四、俸給生活者法、商店従業員法並に漁民法の制定
- 五、徒弟制度及び飯場制度の廢止

農村政策

- 一、耕作權を強化する小作法の制定、立入

禁止、土地取上げの禁止、開墾、開拓、荒蕪地處理強制法の制定、官有の林野河川湖沼等の開放

- 二、肥料・種子・農業機具の國營配給、農民の爲の農業信用機關の設置及農産資金の無擔保貸付
- 三、凶作・連豐に對する農民生活國家保證價格安による農民損失の國家補償
- 四、遊食地主高率課稅、勤勞農民の負擔稅の減免
- 五、勤勞農民の自主的農村自治制の建設

黨 則

第一章 總 則

第一條 本黨は社會大衆黨と稱し本部を東京に置く

第二條 本黨は綱領建設大綱政策及び宣言決議を實現することを以て目的とす

第三條 本黨は黨則を遵守する個人を以て構成す

第四條 第二章 黨員の權限及義務

一、黨員は左の權限を有す

一、黨規の定むる處に從ひ黨の集會に出席し討論の決定に加はることを得

二、黨規の定むる處に依り役員の選舉權及び被選舉權を有す

第五條 本黨員は左の義務を負ふものとす

一、所定の黨費用を負擔する事

二、故無くして役員を辭任することを得ず

三、黨の決定に服すること

第三章 機關

第六條 大會は最高決議機關にして大會代議員及本部役員を以て構成す

第七條 大會は毎年一回中央執行委員會之を招集す。但し中央執行委員會は支部聯合會二分の一以上の要求ありたる時は臨時大會を招集する必要を認めたる時は臨時大會を招集することを得

第八條 大會の議長副議長は大會之を選出す

第九條 大會の代議員は支部聯合會より選出するものとしその選出比率は別表の定むる所による。但し中央執行委員會の承認ありたる時は支部より選出することを得

第十條 大會は代議員定數二分の一以上の出席を以て成立す

第十一條 大會の議事は出席代議員の過半

第二章

第十條 大會は代議員定數二分の一以上の出席を以て成立す

第十一條 大會の議事は出席代議員の過半

第十二條 大會の議事は出席代議員の過半

第十三條 大會の議事は出席代議員の過半

第十四條 大會の議事は出席代議員の過半

第十五條 大會の議事は出席代議員の過半

第十六條 大會の議事は出席代議員の過半

第十七條 大會の議事は出席代議員の過半

第十八條 大會の議事は出席代議員の過半

第十九條 大會の議事は出席代議員の過半

第二十條 大會の議事は出席代議員の過半

第二十一條 大會の議事は出席代議員の過半

第二十二條 大會の議事は出席代議員の過半

第二十三條 大會の議事は出席代議員の過半

第二十四條 大會の議事は出席代議員の過半

第二十五條 大會の議事は出席代議員の過半

第二十六條 大會の議事は出席代議員の過半

第二十七條 大會の議事は出席代議員の過半

第二十八條 大會の議事は出席代議員の過半

第二十九條 大會の議事は出席代議員の過半

第三十條 大會の議事は出席代議員の過半

第三十一條 大會の議事は出席代議員の過半

第三十二條 大會の議事は出席代議員の過半

第三十三條 大會の議事は出席代議員の過半

第三十四條 大會の議事は出席代議員の過半

第三十五條 大會の議事は出席代議員の過半

第三十六條 大會の議事は出席代議員の過半

第三十七條 大會の議事は出席代議員の過半

第三十八條 大會の議事は出席代議員の過半

第三十九條 大會の議事は出席代議員の過半

第四十條 大會の議事は出席代議員の過半

第四十一條 大會の議事は出席代議員の過半

第四十二條 大會の議事は出席代議員の過半

第四十三條 大會の議事は出席代議員の過半

第四十四條 大會の議事は出席代議員の過半

第四十五條 大會の議事は出席代議員の過半

第四十六條 大會の議事は出席代議員の過半

第四十七條 大會の議事は出席代議員の過半

第四十八條 大會の議事は出席代議員の過半

第四十九條 大會の議事は出席代議員の過半

第五十條 大會の議事は出席代議員の過半

第五十一條 大會の議事は出席代議員の過半

第五十二條 大會の議事は出席代議員の過半

第五十三條 大會の議事は出席代議員の過半

第五十四條 大會の議事は出席代議員の過半

第五十五條 大會の議事は出席代議員の過半

第五十六條 大會の議事は出席代議員の過半

第五十七條 大會の議事は出席代議員の過半

第五十八條 大會の議事は出席代議員の過半

第五十九條 大會の議事は出席代議員の過半

第六十條 大會の議事は出席代議員の過半

第六十一條 大會の議事は出席代議員の過半

第六十二條 大會の議事は出席代議員の過半

第六十三條 大會の議事は出席代議員の過半

第六十四條 大會の議事は出席代議員の過半

第六十五條 大會の議事は出席代議員の過半

第六十六條 大會の議事は出席代議員の過半

第六十七條 大會の議事は出席代議員の過半

第六十八條 大會の議事は出席代議員の過半

第六十九條 大會の議事は出席代議員の過半

第七十條 大會の議事は出席代議員の過半

第七十一條 大會の議事は出席代議員の過半

第七十二條 大會の議事は出席代議員の過半

第七十三條 大會の議事は出席代議員の過半

第七十四條 大會の議事は出席代議員の過半

第七十五條 大會の議事は出席代議員の過半

第七十六條 大會の議事は出席代議員の過半

第七十七條 大會の議事は出席代議員の過半

第七十八條 大會の議事は出席代議員の過半

第七十九條 大會の議事は出席代議員の過半

第八十條 大會の議事は出席代議員の過半

第八十一條 大會の議事は出席代議員の過半

第八十二條 大會の議事は出席代議員の過半

第八十三條 大會の議事は出席代議員の過半

第八十四條 大會の議事は出席代議員の過半

第八十五條 大會の議事は出席代議員の過半

第八十六條 大會の議事は出席代議員の過半

第八十七條 大會の議事は出席代議員の過半

第八十八條 大會の議事は出席代議員の過半

第八十九條 大會の議事は出席代議員の過半

第九十條 大會の議事は出席代議員の過半

第九十一條 大會の議事は出席代議員の過半

第九十二條 大會の議事は出席代議員の過半

第九十三條 大會の議事は出席代議員の過半

第九十四條 大會の議事は出席代議員の過半

第九十五條 大會の議事は出席代議員の過半

第九十六條 大會の議事は出席代議員の過半

第九十七條 大會の議事は出席代議員の過半

第九十八條 大會の議事は出席代議員の過半

第九十九條 大會の議事は出席代議員の過半

第一百條 大會の議事は出席代議員の過半

第二十一條 中央執行委員會は左の部門を置く

一、組織部
二、宣傳部
三、教育部
四、機關紙部
五、青年部
六、婦人部
七、事業部
八、選挙部
九、議會部
十、國際部
十一、財務委員會
十二、政策委員會
十三、労働委員會
十四、農村委員會
十五、市民委員會

第二十二條 各種部門は中央執行委員會の統制を受け、部長、部長、部長、委員を以て構成し、中央執行委員會之を任命す、部長は常任中央執行委員を以て之に充つ

第二十三條 中央執行委員會は書記長事務局長を補助せしむるため書記局長を置く、書記局長は書記長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す

第二十四條 中央執行委員は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す

第二十五條 中央執行委員は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す

第二十六條 中央執行委員は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す

第二十七條 中央執行委員は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す

第二十八條 中央執行委員は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す

第二十九條 中央執行委員は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す

第三十條 中央執行委員は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す

第三十一條 中央執行委員は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す

第三十二條 中央執行委員は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す

第三十三條 中央執行委員は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す

第二十五條 中央執行委員は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す

第二十六條 中央執行委員は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す

第二十七條 中央執行委員は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す

第二十八條 中央執行委員は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す

第二十九條 中央執行委員は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す

第三十條 中央執行委員は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す

第三十一條 中央執行委員は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す

第三十二條 中央執行委員は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す

第三十三條 中央執行委員は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す

第三十四條 中央執行委員は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す

第三十五條 中央執行委員は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す

第三十六條 中央執行委員は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す

第三十七條 中央執行委員は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す

第三十八條 中央執行委員は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す、書記局長は書記局長を以て構成す

するもの
 三、正式機關にて黨支持を決定したるも
 の但し構成員一千名以上の産業別組合及
 産業別全國聯合體は直接本部とそれに充
 ざる團體は支部聯合會又は支部と支持關
 係を結ぶものとす
 第四十條 支持團體は一定の黨維持費を負
 担するものとす。其の比率は別に之を定
 む
 第四十一條 支持團體は別に定むる規定に
 より黨大會の承認を得て全國委員を運出
 するものとす
 第四十二條 黨本部費は黨員一名に付き年
 額五十圓とす。支部の納入すべき本部費
 は年額金二十五圓を下ることを得ず
 第四十三條 黨費は支部之を取り纏めて本
 部に納入するものとす
 第四十四條 聯合會費は支部聯合會、支部
 費は支部之を定む。但し本部費を含みて

年額二圓四十錢を越ゆることを得ず
 第四十五條 中央執行委は月額一圓、全
 國委員は月額五十錢を黨維持費として本
 部に納入すべきものとす。前項の義務を本
 三ヶ月に亘り履行せざる時は役員權を停
 止することあるべし
 第四十六條 黨員及支部は毎年十月一日よ
 り十一月末日迄に當該年度分の黨費を前
 納するを要す
 第四十七條 黨の豫算及決算は大會の承認
 を要す
 第四十八條 會計年度は毎年十月一日より
 翌年九月末日迄とす。會計細則は別に之
 を定む
 第四十九條 本黨に所屬する議員は別に定
 むる議員行動方針書を遵守すべきものと
 す
 第五十條 議員制統權の所在を左の如く定

一、衆議員議員は黨本部
 二、道府縣會
 議員は支部聯合會
 三、市町村區會議員
 は支部、但し東京・大阪・京都・名古屋・神
 戸及横濱市會議員は各支部聯合會の統制
 を受く
 第五十一條 各種議員は其の受くる歳費手
 當等の一割以上を統制權所在の黨部に納
 付するものとす
 第五十二條 各種議員を其の統制權所在の
 地域に於ける同種議員を以て議員團を組
 め、議員團の意見を當該機關に提出する
 を得
 第五十三條 統制
 制
 一、黨の除名又は役員權の停止をなす
 二、黨の面目を汚損したるもの
 三、黨費を納めざるもの
 四、議員行動方針に違背したるもの

第五十四條 大會、全國委員會及中央執行
 委員會は黨員を除名することを得。但し
 中央執行委員は其の行ひたる除名處分に
 つき次期全國委員會に報告して承認を経
 ることを要す
 第五十五條 支部又は支部聯合會は其の所
 屬する黨員にして前條各號に該當するも
 のある時は中央執行委員會に對し除名申
 請を爲すことを得
 第五十六條 附則
 一、黨の綱領及び黨則は大會に於
 て地區代表投票に依るに非ざれば變更す
 ることを得ず
 第五十七條 本黨則は昭和七年七月二十四
 日より施行す

支部聯合會規約準則

第一章 總則
第一條 本會ハ社會大衆黨(府縣)支部聯合會ト稱シ事務所ヲ××ニ設ク
第二條 本會ハ(縣)府下ニ於ケル我黨支部ヲ以ツテ構成シ黨ノ目的達成ノタメ本部ヲ輔ケ且ツ所屬支部ヲ統制ス
第三條 本會ハ必要ニ應ジ地區のニ支部協議會ヲ設クルコトヲ得
第二章 機關
第四條 本會ニ左ノ機關ヲ設ク
一、大會
二、執行委員會
三、常任執行委員會
第五條 大會ハ毎年一回執行委員會之ヲ召集シ本會ノ主要事項ヲ決定ス
第六條 大會ハ代議員及支部聯合會役員ヲ...

第七條 大會代議員ハ黨費完納黨員數ニ基キ支部ヨリ選出ス、代議員總數ハ執行委員會之ヲ定ム
第八條 大會ノ議事ハ出席代議員ノ過半數ヲ以テ決ス。大會又ハ執行委員會ノ指定シタル事項ニ就テハ黨費完納黨員數ニ基キ各支部投票ニ依テ決ス
第九條 執行委員會ハ會長、執行委員、書記長、會計、各部々長、各委員會會長ヲ以テ構成シ大會ノ決議ニ基キ支部聯合會ノ職務ヲ執行ス
第十條 常任執行委員會ハ執行委員會ノ決議ヲ體シ黨ノ常務ヲ擔當ス
第十一條 常任執行委員會ノ下ニ左ノ部門ヲ置ク
一、宣傳部
二、教育部
三、事業部
四、調查部
五、選舉部
六、青年部
七、婦人部
八、地方議會對策部
九、財務部
十、市民委員會
十一、農村委員會

第三章 役員

第十二條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
一、會長一名
二、書記長一名
三、會計一名
四、常任執行委員若干名
五、書記長若干名
六、會計一名
七、會長若干名
第十三條 會長ハ大會ニ於テ選出シ本會ノ事務ヲ統制シ支部聯合會ヲ代表ス
第十四條 書記長ハ大會ニ於テ選出シ會長ヲ輔佐シ支部聯合會ノ事務ヲ處理ス
第十五條 會計ハ大會ニ於テ選出シ會計事務ヲ管掌ス
第十六條 會計監督ハ大會ニ於テ選出シ會計ヲ監督ス
第十七條 執行委員ハ大會ニ於テ選出ス
第十八條 常任執行委員ハ執行委員會ニテ選出ス
第十九條 部長及委員會長ハ執行委員會ノ任免ヲ受ク當該部門ノ活動ヲ統制ス

第二十條 役員ノ任期ハ次期大會迄トス
第二十一條 支部聯合會費ハ金×錢トシ黨員數ニ應ジテ各部ヨリ之ヲ徵收ス
第二十二條 會計ハ常任執行委員會ノ承認ヲ受ケタル時ハ寄附者ノ氏名及金額ヲ明確ニシ執行委員會ニ報告スルコトヲ要ス
第二十三章 統制
第二十三條 統制ニ關シテハ黨則第八章ノ規定ヲ準用ス
第二十四條 本規約ハ施行ノ日ヨリ効力ヲ發生ス
第二十五條 本規約ハ大會ニ於テ黨費完納支部投票制ニ據ルニ非ザレバ變更スルコトヲ得ズ
第二十六條 本規約ニ基ク施行細則別表ヲ執行委員會之ヲ定ム

一、大會代議員選出比率

支部規約準則

第一條 本支部は社會大眾黨××支部と稱し事務所を××に置く

第二條 本支部は以て目的とす

第三條 本支部は××都市(區)に居住する黨員を以て組織す

第四條 本支部は組織宣傳調査地方政治對策其他必要なる部門を設くることを得

第五條 本支部の協定及決定事項は之を黨本部並に支部聯合會に報告することを得

第六條 本支部の加入及脱退するものは入黨申請書に黨に加入せんとするものは入黨申請書に所要の記入をなし黨費を添へ支部に申込べし

第八條 本支部は前條の申込ありたる時は資格を調査の上意見を附して本部に報告するものとす

第九條 黨員たる資格は前項の申込に中央執行委員會が承認を與へた時確定するものとす

第十條 本支部は左の機關を置く

第十一條 大會は毎年一回執行委員會之を召集し支部の重要事項を協議決定す

第十二條 大會は執行委員會の必要と認めたる時は臨時大會を開催することを得

第十三條 大會の決議に基き支部の事務を執行す

第十四條 本支部は左の機關を置く

第十五條 大會は執行委員會の必要と認めたる時は臨時大會を開催することを得

第十六條 大會の決議に基き支部の事務を執行す

第十七條 大會は執行委員會の必要と認めたる時は臨時大會を開催することを得

第十八條 大會の決議に基き支部の事務を執行す

第十三條 本支部に左の役員を置く

第十四條 支部長は大會に於て選出し支部長を代表す

第十五條 支部委員は大會に於て選出し支部委員を補佐す

第十六條 支部書記は大會に於て選出し支部書記を補佐す

第十七條 支部會計は大會に於て選出し支部會計を補佐す

第十八條 支部監督は大會に於て選出し支部監督を補佐す

第十九條 支部各部長は執行委員會の任免を受

第二十條 支部の活動を統轄す

第二十一條 支部の任期は大會より次期大會に至る迄とす

第二十二條 但し再選を妨げず

第二十三條 支部費は一名年額×錢とす

第二十四條 支部費は執行委員會の承認あり

第二十五條 支部費は執行委員會の承認あり

第二十六條 支部費は執行委員會の承認あり

第二十七條 支部費は執行委員會の承認あり

第二十八條 支部費は執行委員會の承認あり

第二十九條 支部費は執行委員會の承認あり

第三十條 支部費は執行委員會の承認あり

第三十一條 支部費は執行委員會の承認あり

第三十二條 支部費は執行委員會の承認あり

第三十三條 支部費は執行委員會の承認あり

第三十四條 支部費は執行委員會の承認あり

第三十五條 支部費は執行委員會の承認あり

第三十六條 支部費は執行委員會の承認あり

第三十七條 支部費は執行委員會の承認あり

第三十八條 支部費は執行委員會の承認あり

第三十九條 支部費は執行委員會の承認あり

第四十條 支部費は執行委員會の承認あり

班規約準則

以上

第一條 本班は社會大衆黨××支部××班
 第二條 本班は社會大衆黨××支部の統制
 第三條 本班は黨支部の組織化黨員の教化
 第四條 本班に活動する
 會計一名を置く
 以上

社會大衆黨役員

中央執行委員長 芝區南佐久間町一ノ五五 吉川守國
 芝區南佐久間町一ノ五五 和田操

書記長 兵庫縣武庫郡住吉村花田 高野岩三郎
 大阪府中河内郡布施町三條通 杉山元治郎

本郷區駒込林町二二四 麻生久
 芝區芝公園協調會館 鈴木文治

中野區住吉町三 三輪壽壯
 神戶市海岸通り 濱田國太郎

會計監査 日本海員組合本部

芝區新橋田町一九	山崎今朝	小石川區長六九	須永好
四谷區南明町一〇	吉野恒	詳馬縣新田強戸村成塚	同盟
本郷區北區堂島ビル	今野嘉	芝區三田四國町日本勞動總	齊藤健一
大坂市中央執行委員	淺沼稻次	橫濱市海岸通り日本海員組	合支部
深川區東大町アパート	小沼五郎	中野區天神町一九二	河上丈太
芝區三田四國町一ノ八	藤野	芝區愛宕下三ノ一二	山川宗
牛込區余丁二二二	原野	書記局及各專門部	山川宗
本郷區森川町一	阿部野温	書記局長	山川宗
本橋區高圓寺町三丁目七	平野龍	書記局主任	山川宗
杉並區高圓寺町三ノ五	宮崎龍	書記局委員	山川宗
豐島區目白町三ノ九	吉川末次	會計主任	山川宗
荏原區戸越町六九	川崎末次	全會主任	山川宗
招津區手町四〇九	松永義	全會主任	山川宗
目黒區碑倉町四九	山崎義	全會主任	山川宗
相州縣鎌倉郡川口村片瀨	田所山	全會主任	山川宗
神奈川縣鎌倉郡川口村片瀨	明智	全會主任	山川宗
豐島區堀ノ内町八六	田所山	全會主任	山川宗

目赤八館城杉市深淀葛下下千九埼埼群水字福
黒阪王内東並外川橋飾谷谷葉川玉玉馬戸都
區區子市仲町一六丁目
上青山南町六丁目
目黒町一七三
○
目
友愛
大島町四六
馬橋町二〇
川東町二五
市立区三
深川代々
淀橋本町一
葛飾區
下谷坂町三
下谷本町一〇
千代田區
九段區
九段區
埼玉縣
群馬縣
水戸市
宇都宮市
福島縣

高馬森熊 細佐細藤森高岩堀 井 大堀額大
梨越田本 野藤田田 橋永越 堀 木 川賀賀
二旺二 千義綱喜 清榮梅 繁 武 大 勢
夫輔郎藏 雄熊吉作康人一男 雄 雄 郎 郎 八
長野縣北代郡 山梨縣東八代郡 神戶市海通 日
岡市旭町二 伊那郡伊那町 那郡伊那町 那郡伊那町

長岡市旭町二 伊那郡伊那町 那郡伊那町 那郡伊那町
長野縣北代郡 山梨縣東八代郡 神戶市海通 日
岡市旭町二 伊那郡伊那町 那郡伊那町 那郡伊那町
長野縣北代郡 山梨縣東八代郡 神戶市海通 日
岡市旭町二 伊那郡伊那町 那郡伊那町 那郡伊那町

三野小秋元合 堀 一平土縣石田 一田高原岩 匹
宅 講山山廣 長 雄作 市衛 次涉 一作 雄
正 勝亮要昇 榮 雄作 市衛 次涉 一作 雄
一勝亮要昇 榮 雄作 市衛 次涉 一作 雄

全國全議全選全事全青全機全教全宣全組
際會舉樂業年關育傳部主
主部主部主部主部主部主部主部主部主部主部
任長任長任長任長任長任長任長任長任長任長

角山山吉近宮酒平佐原藤河西爲近小岩淺三渡
田崎 川藤崎井 藤 野 藤藤山崎沼上
藤崎末榮龍精 義 光 五榮壽三義弘
三 次 大 龍 精 義 光 五 榮 壽 三 義 弘
耶二廣耶二介一學熊廳弘密商耶二夫耶那耶雄司

牛仙盛秋秋青函海小
込臺岡田田森館員標 中
區市市縣市縣市組市南
檀東八橋廣八銀合小濱
町七手町路 吹六支四
一香町 上○部 日本
六五 一

渡菊橫川古西宮 木 阿松阿角田渡片山龜松
邊地田俣 村岸 村 部本部 田所邊山崎井永
年養 澤菊十 唯 温淳茂 三 輝之 大 義
之 忠清 次次 温 淳 茂 三 輝 之 大 義
助補夫音斐耶耶 作 知三夫耶明助智廣耶雄

八幡市平野町十丁目
八幡市京町
山口縣長府町切通シ
八幡市門田町一丁目
福岡縣三井郡善導寺村
門司市本川町七丁目

關 三 古 堂 野 岩
矢 鳥 市 本 口 松
春 爲 陽 茂
直 德 彦 廣 彦 樹
福岡縣企救郡企救町北方
小倉市山越町總同盟九州聯合會
堀 口 專 正
久 保 時 造
大 路 茂 造
宮 崎 武 郎
橫 濱 地 武
菊 地 武 郎

旬刊

社會大眾新聞

定價 (一部) 五錢

東京・芝・南佐久間町一丁目五五
發行所 社會大眾新聞社

振替東京七九五九三
電話 芝二二〇三

無黨國体名簿 (昭和七年十月現在)
順序 不 同

無黨政黨

社會大眾黨本部 東京市芝區南佐久間町一丁目五十五番地

青森縣支部聯合會 青森市浦町橋本三三
 青森支部 青森市浦町橋本一五一
 八戸支部 八戸市古常集下一五
 四和支部 青森縣上北郡四和村字廻ノ澤 大久保方

滿洲支部 全 上北郡藤枝村字喜多
岩手支部 全 南津輕郡瀧館村長武夫方
石支支部 全 三戸郡倉石村字倉田方
大館支部 全 大館村新井田四山支那方
五戸支部 全 三戸郡五戸町上大町
館支支部 全 三戸郡館村八幡土邊七郎方

山形縣支部聯合會

注典澤支部 全上北郡法典澤村字澤田川端方
 四北支部 全四北郡郡木邊町、岩瀬方
 沼津支部 全上北郡沼津村米内山方
 弘前支部 全弘前市上土手町佐藤常吉方
 田子支部 全田子町尾形實方

山形縣支部聯合會 山形縣酒田町堀切一
 酒田支部 山形縣酒田町堀切一
 内郷支部 全 飽海郡内郷村
 置賜支部 全 東置賜郡宮内町石黒久七方
 山形支部 全 東根町坂垣新田岡崎愚一方
 山形支部 全 北村山郡宮澤村加藤友治方

栃木縣支部聯合會 宇都宮市三條町三三
 宇都宮支部 宇都宮市三條町一三二七
 寺尾支部 栃木縣下都賀郡寺尾村
 太田支部 全 那須郡太田原町太田原
 今市支部 全 今市町役場前清水方

上之川支部 全 河内郡上之川町大町七平方
 高南支部 全 河内郡高南町台新田
 深山支部 全 河内郡城山村荒針丹波山
 上郷支部 全 上郷郡荒瀬町泉町
 井野支部 全 井野村三島一・二區口方
 同郡須野支部 全 郡須野四郡須野村
 鳳羽支部 全 郡須野川園町
 足利支部 全 足利市旭町七七五區原長官方
 安藤支部 全 安藤郡佐野町高砂町蓮塚方
 下郷支部 全 新木郡新木町錦町

群馬縣支部聯合會 群馬縣前橋市岩神町
 九七二

前橋支部 群馬縣前橋市岩神町八二
 中野支部 全 邑樂郡中野村
 笠懸支部 全 新田郡笠懸村
 沼田支部 全 沼田町村木町本田省三方
 新田郡南支部 全 新田郡尾島町
 生品支部 全 縣邑樂郡生品村小金井

西平柳支部 全 北足立郡西平柳村元郷島田方
 横曾根支部 全 北足立郡横曾根村二本木藤田方
 箕田支部 全 北足立郡箕田村樽澤方
 柏壁支部 全 南埼玉郡柏壁町富士見町金平方
 鴻巣支部 全 北足立郡鴻巣町山田方
 北埼玉支部 全 北埼玉郡忍町忍長谷部方
 北足立支部 全 北足立郡草加町一丁目佐園方
 熊谷支部 全 熊谷町熊谷町所裏小岩井方
 南埼玉支部 全 南埼玉郡江田村江田實方
 北葛支部 全 北葛郡旭村南廣保小川方
 菅谷支部 全 比企郡菅谷村藤前今村方
 八潮支部 全 八潮郡毛呂村大字岩井小川方
茨城縣支部聯合會 水戸市上市橋小路二
 ○〇二額資方
 常北支部 茨城縣久慈郡世喜村字小宮
 水戸支部 水戸市上市橋小路二〇〇二額資方
 水橋支部 全 鉾田郡水橋町町賣町寺町通
 麻生支部 全 行方郡麻生町
 北多賀支部 全 多賀郡南中郷村和久

前橋支部 全 前橋市前代四六二野日三野方
 高崎支部 全 高崎市台町四八武笠岡大野方
 伊勢崎支部 全 伊勢崎町崎屋邊邊邊邊組合内
 勢多支部 全 勢多郡富士見村原野光岡原原方
 大門支部 全 山田郡大門町日町
 群馬支部 全 群馬縣群馬川町藤前
 多野支部 群馬縣多野郡藤岡町一六二九
 強戸支部 全 新田郡強戸村寺井八三八

埼玉縣支部聯合會 埼玉縣川口市金山町
 三三〇川口愛館會館内

北足立支部 浦和町高砂町二七一五
 川越支部 川越市新田町一四四三島崎島吉方
 大里支部 埼玉縣熊谷町錦町
 飯沼支部 埼玉縣飯能町出口通
 川口支部 全 北足立郡川口市本町二ノ區〇六
 芝支部 全 北足立郡芝村大字芝澤田方
 丹庄支部 全 兒玉郡丹庄村岸二野方
 本庄支部 全 本庄町七野山田町五野方

古河支部 全 群馬縣古河町館野夜吉方
 菅生第一支部 全 北相馬郡菅生村菅生
 菅生第二支部 全 北相馬郡菅生村大塚戸
 加納支部 全 北相馬郡東文岡村加納
 萬原支部 全 萬原郡萬原町
 大岡支部 全 岡島郡大岡村池崎
 井賀村支部 全 桐敷郡井賀村後山
 長戸村支部 全 桐敷郡長戸村塗土
 岡田支部 全 桐敷郡岡田村新子良長縣會支部
 出津支部 全 桐敷郡生坂村出津
 長井支部 全 桐敷郡長井村長井
 本郷島支部 全 桐敷郡本郷島村
 江戸崎支部 桐敷郡江戸崎町切通上山島藤原
 館野支部 全 桐敷郡館野村九萬坪
 土浦支部 全 土浦町小橋町三木政房方
 葛城支部 全 茨城縣葛城村刈田
東京府支部聯合會 東京市芝區東區館久岡
 町一ノ五五
 編笠支部 東京市西町區西町八ノ二〇

小石川支部 全小石川區表町六九
本郷支部 全本郷區麻川町八一伊藤方
京日支部 全京橋區鹽津島町一ノ四阿部方
櫻草支部 全淺草區三田町三二
深川支部 全深川區元加賀町十八
本所支部 全本所區橋町一ノ一〇
雙多摩支部協議會 全杉並區島積町五五〇
杉並支部 全
池袋支部 全池袋區池袋町柏木一ノ二三橋本方
中野支部 全中野區沼袋南二ノ八
城南支部協議會 全日野區上目黒町三ノ一七
六二高製方
葛飾支部 全
品川支部 全品川區五反田二丁目三三橋本方
荏原支部 全荏原區戸越町一一五林方
南田支部 全南田區町屋町二六一藤巻方
豐島支部 全豐島區嵐町二六四九島方
荒川支部 全荒川區日暮里旭町三ノ二八六
城東支部 全城東區大島五丁目二五〇熊本方

江支支部 全江支區松江町同會三丁目鈴木方
小松川支部 全小松川區小松川町小田島方
向島支部 全向島區香堀町四二ノ尖山下方
入新井分會 全大森區不入斗七二五四川方
大森支部 全大森區新井宿五ノ五三〇草野方
世田谷支部 全世田谷區粉澤町粉澤四町
町田方
世田谷分會 全世田谷區代田四六五橋本方
神奈川縣支部聯合會 全神奈川縣支部聯合會
六ノ二十支
横濱支部 全横濱市中區戸部町六ノ二一三
横須賀支部 全横須賀市中區町一八五櫻口方
川崎支部 全川崎市中區川崎町六九
鎌倉支部 全鎌倉市中區鎌倉町木庵島橋方
津久井支部 全津久井區津久井町中野町
高座支部 全高座區高座町宮土見町一〇三四
橋本支部 全橋本區橋本町田村登戸伊藤方
中野支部 全中野區中野町東町乳園會野崎方
高座支部 全高座區上野町橋本方

葛飾支部 全葛飾區本町町藤原一四〇
足立支部 全足立區千住三丁目五六高橋方
八王子支部 全八王子市大橋町三浦方
芝支部 全芝區芝區三田四町一ノ八小山方
芝麻布支部 全芝區三田松木町三五伊藤方
麻布支部 全麻布區新廣尾町二ノ一三五
神田支部 全神田區今川小路一ノ一内田方
下谷支部 全下谷區下根岸町三八小島方
池袋支部 全池袋區下池袋町三三小島方
池袋分會 全池袋區池袋町元廣尾二申川方
赤羽支部 全赤羽區赤羽町赤羽新田元二佐藤方
王子支部 全王子區豐島七二〇佐藤方
豐島支部 全豐島區板橋町六〇九加藤方
板橋支部 全板橋區板橋二〇六七
板橋分會 全板橋區下板橋二〇四九池谷方
赤羽分會 全赤羽區赤羽町赤羽三〇八山田方
志村分會 全志村區志村小豆澤一六八橋本方
池袋支部 全池袋區池袋町池袋五三四池田方

足柄下支部 全足柄下區小田原町幸三丁
箱根方
山梨縣支部聯合會 全山梨縣東八代郡石和
石和支部 全
東八代支部 全東八代郡東八代町二ノ宮組合内
中巨摩支部 全中巨摩郡常水村日井治郡方
靜岡縣支部聯合會 全靜岡縣支部聯合會
熱海支部 全熱海區熱海町咲見町
靜岡第二支部 全靜岡縣東郡清水村湯澤町
會館内
西區支部 全西區區市船越町二一七ノ一鈴木方
靜岡第一支部 全靜岡市中區天王町一ノ三長谷川方
沼津支部 全沼津市道手町四〇丸山崎銀二方
島田支部 全島田區島田町橋本五條方
小笠支部 全小笠區掛川町島井九三中山方
富士支部 全富士郡平塚全富士地區事務所
田方支部 全田方郡田方町小島四二六
伊東支部 全伊東郡甘藷堂内

滋賀支部聯合會 滋賀縣相良町被津區御長

神時支部 全 神時郡八日市町城文吉方

湖北支部 全 湖北郡長濱町藤原廣州方

滋賀支部 全 滋賀郡原町 池上酒方

甲賀支部 全 甲賀郡日村 山下米藏方

滋賀支部 全 大津市高見町一七

京都府支部聯合會 京都市下京區大國町

左京支部 京都市左京區古川町七王門上ノ橋

中京支部 京都市中京區中野田道四條上ノ

上京支部 京都市上京區上立賣上ノ路入

左京支部 京都市左京區下ノ路入

京都支部 京都市下京區大國町

相模支部 全府相模郡上輪町 花田方

右京支部 右京區花園野六 豐江武彦方

中支支部 全府中野峰山町橋本藤田院一方

城南支部 全府宇治村五ヶ庄 川口方

南支支部 全府龜岡町藤原町

天田支部聯合會 全府天田郡知山町中ノ町

上京支部 京都市上京區今出川電町西入

中京支部 全 中京區坊城第第部

下京支部 全 二條東山入

東山支部 全 東山區六波羅三邊町建實吉方

伏見支部 伏見山靈院町 林安吉方

舞鶴地方支部 京都市加佐郡中舞鶴町東町六

和歌山縣支部聯合會 和歌山市北ノ新

網走支部 全 網走市西野町八一

旭川支部 旭川市一線通三丁目左十號

函館支部 函館市大森町六四橋本徳太郎方

十勝支部 全 十勝郡野付町東三條六ノ五

野付中支部 全 北見國野付町四條通西三丁

札幌支部 札幌市南一條東四丁目

秋田縣支部聯合會 秋田縣山本郡能代

秋田第一支部 全 山本郡能代港町高町九二

秋田第二支部 全 雄勝郡横根町高岡一

男鹿支部 全 男鹿郡本村本村山方

仙北支部 全 仙北郡大曲町大曲同受檢

秋田支部 秋田市山崎町

秋田縣支部聯合會 秋田市土中島本町

和歌山支部 和歌山市北ノ新地下六軒町一

日高支部 全 日高郡湯川村小松原

有田支部 全 有田郡御津村徳田典田方

那賀支部 全 那賀郡中興村新田

伊都支部 全 伊都郡橋本町小原田坂口方

海草支部 全 海草郡川水村永種吉方

紀南支部 和歌山縣平井郡田邊町上原豐佐方

長一郡方

愛媛縣支部聯合會 松山市弓之町

松山支部 松山市大手町二丁目

南支支部 宇和島市和盤町三丁目井倉方

鬼北支部 全 鬼北郡和泉村渡邊方

宇和支部 全 中川村加茂河野方

支那聯合會

北海道支部聯合會 函館市元町二三

函館支部 函館市元町二三

小樽支部 小樽市南町四ノ五

支那聯合會

土崎支部 秋田縣土崎町本山近江谷方
 津工北秋支部 全 大館町御坂川村統一
 遊角支部 全 鹿角郡小坂町細路
 前田支部 全 秋田郡前田村五味堀
 平鹿支部 全 平鹿郡横手町
 由利郡支部 全 由利郡本庄町石藤
 山本郡支部 全 能代町佐吉町
 東館支部 全 北秋田郡東館村味噴田
 南秋支部 全 一日市町
岩手縣支部聯合會 盛岡市八日町
 盛岡支部 全
 東館支部 岩手縣東館郡衣村福田一〇番
 九戸支部 全 九戸郡久遠町瑞珠秀真方
 釜石支部 全 釜石町 江刺榮治方
宮城縣支部聯合會 仙台市舟町大川方
 中津支部 宮城縣遠田郡中津村新塚
 北津支部 全 遠田郡北津町
 栴山支部 全 栴山郡栴山村

大谷地支部 全 桃生郡大谷地村
 志田支部 全 志田郡志田町
 古川支部 全 志田郡古川町
 岩出山支部 全 玉造郡岩出山
 東大崎支部 全 玉造郡東大崎村伏見上我七六
宮城縣支部聯合會
 仙台支部 仙台市荒市分一八
 刈田支部 宮城縣刈田郡白石町水部二八佐藤方
 牡鹿支部 全 牡鹿郡石巻町本町三宅方
 伊具支部 全 伊具郡角田町大友倉治方
福島縣支部聯合會 郡山市古館三三
 郡山支部 郡山市古館三三
 川俣支部 福島縣川俣町中島三
 若松支部 全 若松市針屋名古屋町
 飯野支部 全 伊達郡飯野村八百板正寄
 磐城支部 全 石城郡平町村米町三六
福島縣支部聯合會
 福島市支部 福島市萬世町三九

伊達縣支部 全 伊達縣郡今日村大字南中田字
 六角三五
郡山支部 郡山市堂前町一五宗像方
千葉縣支部聯合會 千葉市横町七二八
 三木方
 東葛支部 千葉縣市川町五丁目一七三一
 千葉縣第二支部 全 香取郡佐原町佐原一三四
 千葉地方支部 千葉市横町七二八三木方
千葉縣支部聯合會 千葉市本町三丁目三三
 千葉支部 全
 八街支部 全 千葉縣八街町住野鈴木豐方
 船橋支部 全 印旛郡船橋村船尾橋尾方
 大森支部 全 印旛郡大森町中ノ口
 白井支部 全 印旛郡白井村神々
 本城支部 全 印旛郡本城村松木の木豐三方
 阿蘇支部 全 印旛郡阿蘇村米本仲村作市方
 和田支部 全 印旛郡和田村直瀬齊藤方
 松崎支部 全 印旛郡松崎村松崎鈴木方
 東葛支部 全 東葛郡郡船橋町舟町一〇一六

千葉縣北村支部 全 千葉縣郡新野町山二九一
 本大領支部 全 香取郡本大領村吉岡新田
 長崎方
遠山支部 全 印旛郡遠山村十宗三小林方
富里支部 全 印旛郡富里村二重橋二見方
栗原支部 全 香取郡栗原町澤高橋和三郎方
布佐支部 全 東葛郡布佐町布佐三須明方
菅野支部 全 千葉縣二宮町三山土橋方
久賀支部 全 香取郡久賀村
大宮支部 全 山武郡大宮村早舟宮川方
久住支部 全 印旛郡久住村大壺伊達方
東大戸支部 全 香取郡東大戸村山邊
 香取縣之助方
酒々井支部 全 酒々井郡酒々井町大字豊
 木戸支部 全 酒々井郡木戸町
新潟縣支部聯合會 新潟縣長岡市袋町一
 一〇〇
下越支部 全 中越郡石山村上木戸今井方
水崎支部 全 北蒲原郡水崎村芝柳

長浦支部 全北浦原郡長浦村新井郷
 高興支部 全北浦原郡阿方村高興新田
 保内支部 全岩船郡保内村下假治屋
 佐渡支部 全佐渡郡新穂村
 石山支部 全中浦原郡石山村上木戸
 見附支部 全南浦原郡見附町
 片桐支部 全南浦原郡新被村片桐
 灰方支部 全西浦原郡小中川村灰方
 長岡支部 長岡市城内町一
 中越支部 長岡市城内町一
 大河津支部 新潟縣三島郡大河津村五分一
 王寺川支部 全 三島郡王寺川王番田
 寺泊支部 全 三島郡寺泊町年友
 池ノ島支部 全 古志郡上北谷村池ノ島
 荷次支部 全 古志郡荷次村北荷次
 栢尾支部 全 古志郡栢尾町仲子町鈴木方
 本川支部 全 古志郡栢尾町在本明
 湯ノ谷支部 全 北魚沼郡湯ノ谷村栢笠
 六日町支部 全 南魚沼郡六日町

中ノ島支部 全 南魚沼郡中ノ島村大水六
 上小國支部 全 刈羽郡上小國村若ノ島
 中越支部 全 刈羽郡中越村吳坂
 北谷支部 全 刈羽郡北谷村
 高柳支部 全 刈羽郡高柳村
 上越協議會 全 高田市仲町二ノ七
 和田支部 全 中頸城郡和田村島田
 菅原支部 全 中頸城郡菅原村島原
 妻太村支部 全 中頸城郡妻太村島嶽
 高田支部 全 高田市仲町二ノ七
 白根支部 全 中頸城郡庄瀬村庄瀬山田方
 西浦原支部 全 西浦原郡升泊村大國藤本方
 南浦原支部 全 中頸城郡五泉町吉澤山崎方
 塩澤支部 全 南魚沼郡塩澤町泉盛寺大津方
 新津支部 全 新津町下野野大田宮次方
 北浦原支部 全 新津町下野野大田宮次方
 南浦原支部 全 三伏町東英伯
 出雲崎支部 全 出雲崎町榎本方
 新潟支部 新潟市學校町二番町佐藤助六方

栢崎支部 全 栢崎町本町七丁目松原方
 中越支部 全 中頸城郡香原村馬屋丸山方
新潟縣支部聯合會 新潟市學校町二番町
 新潟支部 新潟市學校町二番町
 三島支部 全 出雲崎町榎本方
 高田支部 高田市大町四城町四丁目有野方
富山縣
 新川支部 富山縣新川町渡邊政治部方
 四方支部 全 勝賀郡四方町二番町瀧井方
 富山支部 全 富山市愛宕元町徳野氏方
 南越支部準備會 全 南越波郡北野村
 高岡支部準備會 高岡市高岡區橋本町三番町
石川縣
 石川第二支部 石川縣高島郡七尾町橋本二辻
 田方
 金澤支部準備會 全 金澤市村木町三ノ六七
 大野支部準備會 全 河北郡大野町藤前岡田
 重一方

福井縣支部聯合會 福井縣教員町北津内
 一八三
 敦賀支部 福井縣敦賀町北津内一八三
 若狭支部 全 遠敷郡遠敷村雲田橋邊方
 河和田支部準備會 全 今立郡河和田村片岡
 福井支部準備會 福井市城町三ノ九二八 北
 村旁三郎方
 武生支部準備會 全 武生町外高村大塚方
長野縣支部聯合會 長野縣諏訪町下諏訪
 上伊那支部 全 上伊那郡赤穂町豊前方
 下伊那支部 全 下伊那郡上飯田町五四二六
 諏訪支部 全 諏訪郡下諏訪町三一五九
 原方
 東筑摩支部 全 東筑摩郡須賀村藤村方
 長水支部 全 上水内郡朝陽村橋本方
 南佐久支部 全 南佐久郡藤原村井出方

北佐久郡支部 全北佐久郡小諸町耳取町白田
幕之助方

上高井支部 全 上高井郡船内村本郷恒松方
夏越支部 全 夏越郡川中島村福田一衛方
北安支部 全 北安郡大町大黒町渡邊方
下高井支部準備會 全 下高井郡中野町栗原方
高水支部準備會 全 下高井郡住郷村芳川方
上水内郡支部準備會 全 上水内郡安茂里村小
市 小山方

長野縣支部聯合會 長野縣上諏訪町横町
一 林方

急訪支部 全 上諏訪町横町一林方
長野支部 長野市七瀬町一九三今西一男方
高水支部 全 上高井郡須坂町北村真彌方
下伊那支部 全 下伊那郡飯田町竹の町今村方
上伊那支部 全 伊那町 野海勝方
東信支部 全 小縣郡神川村土屋實方
北安支部 全 北安郡藤平村尾尾木方
松築支部 全 松本市藤町二〇九山本初吉方

名古屋東區支部 名古屋東區古出來町 長
瀬繁太郎方

名古屋南區支部 名古屋南區港本町三ノ一六
熱田支部 名古屋南區熱田東町

千種支部 全 東區茂佐西
西支部 全 西區廣井町
中支部 全 中區大清水町

名古屋煙草支部 全 市中區伊勢山町

岐阜縣支部聯合會 岐阜縣多治見町常盤
町

秋知支部 全 土岐郡秋知町小柳町
稻津支部 全 土岐郡稻津村水野儀一方
上岐津支部 全 土岐郡土岐津町字高山稻谷方
妻木支部 全 土岐郡妻木村二九〇二ノ一
多治見支部 全 多治見町常盤町波多野利則方
泉町支部 全 土岐郡土岐町泉町
下石支部 全 土岐郡下石町清水水野方
明石支部 全 惠那郡明石町

北安附支部準備會 全北安郡七貫村秋原
小山後男方

北佐久支部準備會 全北佐久郡小諸町朝倉方
南佐久支部準備會 全南佐久郡野村木内桂
方
南安島支部準備會 全南安島郡有明村畑田平
文方
上水内郡支部準備會 全 上水内郡丸尾風村松
本健次郎方
川中島支部準備會 長野縣夏越郡川中島村五
七九堀田方

愛知縣支部聯合會 名古屋市東區東芳野
町一ノ九七

名古屋第一支部 全 市東區東芳野町一ノ九七
瀬戶支部 愛知縣瀬戶市石神町二〇五一
豐橋支部 全 豐橋市松山町五七戶松方
愛知縣北支部 全 丹羽郡古知野町大島彦雄方
一宮支部 全 一宮市公園通り
愛知縣支部聯合會 名古屋市南區千手二

三嶺支部 全 惠那郡三嶺村渡谷四一
岩村支部 全 惠那郡岩村町鈴木方
大井支部 全 惠那郡大井町

陶村支部 全 惠那郡陶村
岐阜縣支部聯合會 岐阜市高野町七丁目
鶴屋支部準備會 全 土岐郡鶴屋村藤野
土岐支部準備會 全 土岐町下町
惠那支部準備會 全 惠那郡惠那村
上村支部準備會 全 惠那郡上村
中津支部準備會 全 中津町外落合村
陣旗方

三重縣支部聯合會 三重縣桑名町南魚町
一〇六五

桑名支部 全 三重縣桑名町南魚町一〇六五
半田支部 全 北牟婁郡長島町
松坂支部 全 飯沼郡大河内村字矢澤
奈良縣支部聯合會 奈良縣磯城郡大島村
大島山本平信方
勢地支部 全 北葛那郡勢地村竹内

奈良支部 奈良市平貝町河合方
大阪府支部聯合會 大阪市西區船場町一ノ四八
 三島支部 大阪府三島郡山田村下 吉岡八十一方
 西區支部 大阪市西區立賣場北通リ七ノ五 藤澤方
 南區支部 全 南區渡邊地二番丁庄方
 北區支部 全 北區湯上江町十ノ四六 後藤方
 港區支部 全 西區松島町一ノ四八田原方
 浪速區支部 全 浪速區貝親町一六 興方
 天王寺支部 全 天王寺區東平野町六丁目五 甲斐方
 此花支部 此花區吉野町一ノ二〇井上方
 東淀川支部 全 東淀川區豐橋西通二ノ一四 稻葉方
 西淀川支部 全 西淀川區海老江町三丁目 小笠方

此花區支部 全 此花區春日出三ノ五坂本方
 泉南支部 大阪府下岸和田市村津田一五一
 南區支部 全 南區高津五番町三五
 東淀川支部 全 東淀川區中津通リ二ノ二 船田方
 西成區支部 全 西成區旭北通四ノ一八高橋方
 堺支部 堺市南船場町一〇上田方
兵庫縣支部聯合會 神戸市海岸通リ三ノ四
 神戶支部 神戸市海岸通リ二ノ四一
 加印支部 兵庫縣加古郡高砂町農人町
 中津支部 兵庫縣印南郡北尾村西濱
 尼ヶ崎支部 尼ヶ崎市田町五五
 淡路支部 兵庫縣淡路洲本町下清水町
 伊丹支部 全 川邊郡伊丹町二五一
 小田支部 全 川邊郡小田村北濱
 武庫支部 全 武庫郡御影町大東
 西宮支部 全 武庫郡今津町山中
 川西支部 全 武庫郡川西村火打

東成區支部 全 東成區鶴橋北之町二丁目一
 豐能支部 大阪府豐能郡庄内村江赤松方
 西成區支部 大阪府西成區梅田三丁目山田方
 住吉支部 全 住吉區山王寺町二丁目日本田方
 中河內支部 大阪府中河內郡八尾町東端 岸田方
 北河內支部 大阪府北河內郡守口町守内一八 阿部方
 堺支部 堺市櫻町大通リ 廣田方
大阪府支部聯合會 大阪市北區曾根崎新通三ノ二三
 第一區支部 全 港區三條通西ノ五一日秋方
 西淀川支部 全 西淀川區海老江町中一丁目益
 東區支部 全 東區東横町四九五 辻井方
 東成區支部 全 東成區中道町二五八
 住吉區支部 全 住吉區坂南町西二丁目三五 大久保方
 北區支部 全 北區橋ノ口町十番

精進支部 全 武庫郡精進村打出
 明石支部 全 明石市右手塚町
 姫路支部準備會 姫路市南瀬町四一二 山崎 健治
 別府支部準備會 兵庫縣多可郡四島町
兵庫縣支部聯合會 神戸市海岸通リ三ノ二六日本海員組合内
 神戶支部 神戸市海岸通リ三ノ二六日本海員組合内
 淡路支部 兵庫縣三原郡岡長町古池高一方
 尼ヶ崎支部 尼ヶ崎市舊城內五五
 西宮支部 西宮市用海町
 武庫支部 全 兵庫縣武庫郡御影町淡竹町西濱 聯合内
岡山縣
 岡山市支部 岡山市岩田町八六山田方
 淺口郡支部 岡山縣淺口郡淺口町早船
 小田郡支部 全 小田郡笠岡町三好藤八方

廣島縣支部聯合會

廣島市國藥寺町一三
○市役所裏通

廣島東支部 廣島市愛宕町一九九
尾ノ道支部 尾ノ道市久保町新橋通、山口方
山口支部 廣島市橋町細山旁組組合内
吳支部 吳市元町八六竹本武夫方
北備支部 廣島縣双三郡三真坂町十王宮
佐伯支部 全佐伯郡三日市町外下手真備
井方

高田支部 全 山縣郡殿賀村瀧田雅朝方
池田支部 全 佐伯郡三高村植家方
高田支部 全 高田郡可受村三水方
廣島縣支部聯合會 吳市本通り一・二・一
五 廣島本部内

廣島支部 廣島市南竹屋町六七〇山田方
廣島第三支部 廣島市新馬場 岩部石男方
吳地方支部 吳市本通り一・二・一五 藤本
部内
田島支部 全 切調郡因島土生町

香川支部 香川縣高松市花園町一、一四五一
川四方

香川縣 香川縣高松市新港町四ノ一七 三
木方

德島縣支部聯合會 德島市佐古大浦町五
丁口

德島支部 德島市出来島町太田垣製作方
阿南支部 德島縣阿南郡尾村西藤村多田方
阿南支部 全 阿南郡阿南町浦町並
德島縣 德島市出来島町太田垣製作方
高知縣支部聯合會 高知市水道町一丁目
高知支部 高知市水道町一丁目
山田支部 全 香美郡山田町東部
香北支部 香美郡山田町東部 濱田方
香美郡中央支部 全 香美郡片地村九六
窪支部 全 窪郡窪町中ノ町六〇一

鳥取縣支部聯合會

米子市西大谷野口邊
夫方

因幡支部 鳥取市元氣町三ノ四
四伯支部 全 四伯郡倉鶴村榎原江原方
東伯支部 全 東伯郡下郷村光吉
米子支部 全 米子市灘町二丁目四足鏡製方
鳥根縣 鳥根縣新川郡平市町

山口縣支部聯合會 山口縣宇部市東區本
町五丁目田村方
下關支部 下關市丸山町一九四一
宇部支部 宇部市東區本町五丁目田村方
柳井支部 山口縣柳井町愛宕町川水町
徳山支部 全 徳山町瓜之町
美濃支部 全 美濃郡真長田村
下關支部 下關市神之町一五五
周防支部 山口縣徳山町宇部村

香川縣 長岡郡支部 全 長岡郡久禮田村
本山支部 全 長岡郡本山町 和田方
徳吉支部 全 香美郡佐古町
高田支部 全 安藝郡西分村
三里支部 全 長岡郡三里村
徳多支部 全 徳多郡宿務町
徳仁支部 全 安藝郡徳仁町

高知縣 高知市北奉公人町五〇

高知支部 高知市北奉公人町五〇
香美支部 全 香美郡香美村 野村五郎方
徳多支部 全 徳多郡中村町一三六
土佐支部 全 土佐郡龍村小原
香川支部 全 香川郡長濱町南地
長岡支部 全 長岡郡久永田村富山徳丸
福岡縣支部聯合會 福岡縣八幡市大隈町
二丁目
八幡支部 八幡市大隈町二丁目
小倉支部 小倉市相色町二丁目 長江方

門司支部 門司市本川町七丁目中島印刷所方
 乃原支部 乃原市天願寺東
 福岡支部 福岡市馬出町寺中六四七
 大牟田支部 大牟田市東新町三丁目五六
 國領支部 全縣遠賀郡國領村吉木
 鞍手支部 全縣鞍手郡直方市公會堂前 田
 代野原方
 高橋支部 全縣飯塚市德前
 京橋支部 全縣京橋郡豐津町
 田川支部 全縣田川郡金田町 倉石方
 筑後支部 全縣三井郡香導寺町筑後農民會
 合内
 全縣那支部 全縣那郡企救町北方本町野澤方
 三浦支部 全縣三浦郡三浦村草場古置
 實雄方
 八女支部 全縣八女郡水田村北二七
 九 松内方
福岡縣支部聯合會 八幡市春ノ町五丁目
 九三六

八幡支部 八幡市通リ町一三丁目
 九州地方協議會 八幡市仲町六丁目藤井方
 小倉支部 小倉市博勞町七六近藤乾太郎方
 戸畑支部 戸畑市東本町一丁目友野醫院内
 若松支部 若松市東町一丁目三四海員協會
 若松出張所内
 箱屋支部 全縣箱屋郡志鬼村
 久留米支部 久留米市通平町 野田方
 鞍手支部 全縣直方市直方驛前岡本方
 高橋支部 全縣飯塚市吉原仲町宮崎方
 田川支部 全縣田川郡原田村 許斐方
 門司支部 門司市馬場三松町一丁目
 遠賀支部 全縣遠賀郡折尾町原方
大分縣支部聯合會 大分縣別府市永石通
 六丁目 高地方
 大分支部 全縣大分郡新町大分驛前
 別府支部 別府市永石通六丁目野澤方
 中津支部 全縣中津市豐田町三丁目九州會
 同中津支部内

門司支部 全 直入郡竹田町五
 佐伯支部 全 佐伯町宇中村
西九州聯合會 佐世保市光月町六九小笠原
 方
 佐世保地方支部 全
 長門支部 長門市大浦町三〇五 丸木濱方
 佐賀縣
 唐津支部 佐賀縣唐津市前 木村方
 佐賀縣
 佐賀第一支部 唐津市濱之町 谷口方
 宮崎縣
 延岡支部 延岡市延岡市新市街甲斐方
 宮崎縣
 宮崎支部 延岡市川原町九一 雙武方
 熊本縣
 熊本支部 熊本市本庄町上日川二六八
 五名支部 熊本縣五名郡高瀬町 森山方

八代支部 全 八代郡高田村縣川橋邊
 熊本縣
 熊本支部 熊本市九州寺六八六
鹿兒島縣
 鹿兒島支部 鹿兒島市武町
 治其支部 鹿兒島縣治其郡清水村
 鹿兒島支部 鹿兒島市平之町八六 日
 鹿兒島支部 鹿兒島市原長町一九三四秋
 元方
 本城支部 鹿兒島縣伊佐郡本城村野田
 一〇一前田方
鹿兒島縣
 鹿兒島支部 鹿兒島市武町五七〇 新名方
大連民衆俱樂部 大連市橋本會 橋本方

大坂市土木部從業員組合

大坂市保健部全
大阪府労働組合
大阪府労働組合
大阪府労働組合

高知縣聯合會

高知市水道町下
高知市水道町一
高知市水道町二

中國聯勞會

福山市中市四〇三

日本海員組合

東京市芝浦區
大坂市本區
小樽市南區

東京瓦斯工組合

東京市深川區
東京市下谷區
東京市下谷區入谷町

東電從業員組合

東京市下谷區入谷町

中國履物労働組合

廣島市國泰寺町
廣島市安藝町
廣島市安藝町

長岡労働者向上會

長岡市一〇七
長岡市一〇八
長岡市一〇九

中部映畫同人組合

名古屋市中區門前町

官業労働總同盟

東京市東區越中町
東京市小石川區竹
東京市東區越中町

日本製鐵労働組合聯盟

神戶市山手通り
神戶市立町
神戶市海岸通

全國都市從業員協議會

神田區美土

東京市從業員組合 全
神戸市從業員組合 神戸市海岸通六ノ一八

日本交通労働總聯盟

東京交通労働組合 東京京橋築地ビル内
東京郊外電鉄從業員郊友會 東京市目黒區目黒町

中部交通労働組合 名古屋市中區西境野町四ノ十九

神戸市電從業員組合 神戸市四夜町七ノ七
大阪市電從業員自助會 大阪港區八幡屋元町

大阪自動車從業員組合

關西労働聯盟 大阪市港區石田布屋町一ノ一三
日本労働總聯盟 大阪市北區相生町三

全國労働組合自由聯合會

關東地方労働組合自由聯合會 東京市京橋區木挽町二ノ一〇
關西労働組合自由聯合會 大阪市西區九條中通四ノ三〇五

▲農民組合▼

全國農民組合總本部

大阪市此花區上福島南三福島アパルト
關東出張所 東京市芝區櫻田善右衛門町榮和ビル

北海道聯合會 旭川市九條通り十二
青森縣聯合會 青森市浦町橋本二五二

秋田縣聯合會 秋田縣横手町上飛瀨
宮城縣聯合會 仙台市東七番町一二二

岩手縣聯合會 盛岡市八日町

海軍労働聯盟

廣廠工友會 橫須賀市山王町四八
平塚總工會 神奈川縣平塚町新富一一五

舞臺共立會 京都府中舞鶴町
佐廠勞愛會 佐世保市松浦町一七

吳官業労働海工會 吳市濱田町六ノ一一
廣廠工會 廣島縣加茂郡廣村

日本造船労働聯盟

工愛會 神奈川縣三浦郡浦賀町
石川島自議會 東京京橋新佃島町二ノ一七

日本労働組合總評議會

全勞全國統一會 東京市芝區東前門町
日本労働總聯合會 東京市芝區三田四國町一五五

山形縣西置賜郡東根村淺立

福島縣聯合會 福島縣伊達郡飯野村
栃木縣聯合會 宇都宮市三條町三三

茨城縣聯合會 茨城縣水海道町寶町
茨城北地區協議會 水戸市上梅小路額賀次郎方

群馬縣聯合會 前橋市一手町三四四
千葉縣聯合會 千葉縣印旛郡八街町

埼玉縣聯合會 川越市西町驛踏切
北部地區委員會 前吉田方

山梨縣聯合會 山梨縣東八代郡石和
長野縣聯合會 長野縣上諏訪町濱町

伊那地區委員會 全 伊那郡赤穂村中原方

全 中情地區委員會 長野縣北安曇郡平
全 東信地區委員會 村金木方
全 北信地區委員會 全 北佐久郡小諸
全 東京府聯合會 八王子市仲町一森
全 靜岡縣聯合會 沼津市道手町四〇九
全 富士地區事務所 靜岡縣富士郡富士
全 新瀉縣聯合會 新瀉市流作場一七一
全 三條出張所 新潟市三條町寺町
全 長岡出張所 長岡市城内町一
全 高田出張所 高田市仲町二ノ七
全 福井縣聯合會 福井市南條町武生町
全 岐阜縣聯合會 岐阜市高野町七丁目
全 京都府聯合會 京都市柳馬場錦小路
全 大阪府聯合會 大阪府北河内郡守口

全 兵庫縣聯合會 町土井
全 和歌山縣聯合會 明石市東仲ノ町一丁
全 岡山縣聯合會 目 和歌山市北ノ新地
全 廣島縣聯合會 寺内 岡山市外原尾島龍正
全 鳥取縣聯合會 廣島縣世羅郡神田村
全 高根縣聯合會 岡 鳥取縣四伯郡縣村河
全 山口縣聯合會 鳥根縣能義郡母里村
全 德島縣聯合會 山口縣都濃郡德山町
全 德島出張所 德島縣麻植郡西尾村
全 愛媛縣聯合會 西麻植多田方
全 高知縣聯合會 德島市佐古大浦町五丁
全 高知縣聯合會 目 松山市豐坂町一ノ五
全 高知縣聯合會 五 高知縣吾川郡秋山村

全 佐賀縣聯誼會 唐津市木綿町山田
全 鹿兒島縣聯誼會 鹿兒島縣始良郡
全 福岡縣聯合會 小倉市外企救町西北
全 筑後出張所 福岡縣三井郡善導寺村
全 京筑委員會 福岡縣京都郡豐津村
日本農民組合總同盟 東京芝區南佐久
間町一ノ五五

全 全國借家人組合 吹町四〇
全 日本借家人組合 東京市芝區琴平町三
全 全日本借家人組合 全京橋區靈岸島町一
全 全國借家人同盟 全四谷區番衆町武
全 日本無產者消費組合聯盟 藤方
全 關東消費組合聯盟 全淺草區松葉町
全 消費組合聯合會 全神田區柳原町七號

▲其他の團體▼
社會大衆婦人同盟 東京市芝區佐久間
町一ノ五五
全國水平社本部 大阪市浪花區榮町四
ノ二二
日本俸給生活者組合 東京牛込區山

★
★

第十六條 職工徒弟、職工徒弟たらむとする
るもの若しは工業主又は其の法定代理人若し
工場管理人は職工徒弟又は其の職工徒弟たら
んとする者の戸籍に關し戸籍事務を管掌する
者又は其の代理人に對し無償にて證明を求
むることを得
第十七條 職工の雇入、解雇、周旋の取締及
徒弟に關する事項は勅令を以て之を定む
第二十條 工業主又は前條に依り工業主に
代る者本法若し本法に基きて發する命令又は
千圓以下の罰金に處す
第二十一條 正當の理由なくして當該官吏
の臨檢を拒み妨げ若し是を陳述を爲し又
對し答辨をなさず若し虚偽の陳述を爲し又
百圓以下の罰金に處す
第二十二條 工業主又は第十九條に依り工
業主に代る者其の代理人、戸主、家族、同
居者に其の他の従業者にして本法若し

本法に基きて發する處分に違ひたるるとき
は自己の指し出す處分を以てするに違ひたる
處に當りたるを以てするに違ひたるに
付相當の注意を爲し得るに依りたるに
らず工業主又は其の法定代理人若し
る者は職工の年齢を知らざるに依りたるに
は第九條を免るに依りたるに
第十條を免るに依りたるに
第十一條を免るに依りたるに
第十二條を免るに依りたるに
第十三條を免るに依りたるに
第十四條を免るに依りたるに
第十五條を免るに依りたるに
第十六條を免るに依りたるに
第十七條を免るに依りたるに
第十八條を免るに依りたるに
第十九條を免るに依りたるに
第二十條を免るに依りたるに
第二十一條を免るに依りたるに
第二十二條を免るに依りたるに
第二十三條を免るに依りたるに
第二十四條を免るに依りたるに
第二十五條を免るに依りたるに
第二十六條を免るに依りたるに
第二十七條を免るに依りたるに
第二十八條を免るに依りたるに
第二十九條を免るに依りたるに
第三十條を免るに依りたるに
第三十一條を免るに依りたるに
第三十二條を免るに依りたるに
第三十三條を免るに依りたるに
第三十四條を免るに依りたるに
第三十五條を免るに依りたるに
第三十六條を免るに依りたるに
第三十七條を免るに依りたるに
第三十八條を免るに依りたるに
第三十九條を免るに依りたるに
第四十條を免るに依りたるに

官立の工場又は公立の工場に適用す
るに基きて發する命令により行政官廳に屬
す職務を行ふ

本法施行の期日は勅令を以て之を定む
正五年一月勅令第八號及同年五月勅令第百
五十六號を以て同八月九日より施行す

第五條 職工の雇入、解雇、周旋の取締及
徒弟に關する事項は勅令を以て之を定む
第二十條 工業主又は前條に依り工業主に
代る者本法若し本法に基きて發する命令又は
千圓以下の罰金に處す
第二十一條 正當の理由なくして當該官吏
の臨檢を拒み妨げ若し是を陳述を爲し又
對し答辨をなさず若し虚偽の陳述を爲し又
百圓以下の罰金に處す
第二十二條 工業主又は第十九條に依り工
業主に代る者其の代理人、戸主、家族、同
居者に其の他の従業者にして本法若し

第四條 職工の雇入、解雇、周旋の取締及
徒弟に關する事項は勅令を以て之を定む
第二十條 工業主又は前條に依り工業主に
代る者本法若し本法に基きて發する命令又は
千圓以下の罰金に處す
第二十一條 正當の理由なくして當該官吏
の臨檢を拒み妨げ若し是を陳述を爲し又
對し答辨をなさず若し虚偽の陳述を爲し又
百圓以下の罰金に處す
第二十二條 工業主又は第十九條に依り工
業主に代る者其の代理人、戸主、家族、同
居者に其の他の従業者にして本法若し

第六條 職工の雇入、解雇、周旋の取締及
徒弟に關する事項は勅令を以て之を定む
第二十條 工業主又は前條に依り工業主に
代る者本法若し本法に基きて發する命令又は
千圓以下の罰金に處す
第二十一條 正當の理由なくして當該官吏
の臨檢を拒み妨げ若し是を陳述を爲し又
對し答辨をなさず若し虚偽の陳述を爲し又
百圓以下の罰金に處す
第二十二條 工業主又は第十九條に依り工
業主に代る者其の代理人、戸主、家族、同
居者に其の他の従業者にして本法若し

するの目的を以て業務に就くこと
二 一定の指導者指揮監督の下に教習を受
くること
三 品性の修養に關し常時一定の監督を受
くること
四 地方長官の認可を受けたる規定に依り
收容せらるること
第三十條 徒弟未成年者又は女子なる場合
に於ては其の就業に付十六歳未満の者又は
女子に關する工場法の規程に準據して危険
を避け及衛生上の害を防ぐの方法を定むべ
し
第三十二條 第二十八條の條件を具備せざ
る者に對しては工業主に於て徒弟の名義を
用ふるに拘らず職工に關する工場法及本令
の規程を適用す第二十八條第四號の認可を
取消されたるとき從來の徒弟に付亦同し
第三十三條 第五章 罰則
第五節 工業主をして不正に扶助義務
賃金支拂の義務、職工の貯蓄金返還の義務

若は第二十七條第一項の規定による義務の
全部若は一部を免れしめたる者又は第二十
七條の二の規定に違反して雇傭契約を解除
せしめたる者は二百圓以下の罰金に處す但
し其の者の所爲に付工場法第二十二條の規
定に依り工業主又は之に代る者を罰すべき
場合に於ては此の限に在らず
工場法施行規則(抄録)(大正五年八月三日)
第九條 工業主は四週日以内に出産するこ
とあるべき者休業を求めるときは其の者
をして就業せしむることを得ず
工業主は産後六週日を経過せざる者をして
就業せしむることを得ず但し産後四週日な
に於て醫師の支障なしと認めたる業務に就
かしむることを得ず
第九條の二 生後滿一年に達せざる生兒を
哺育する女子は就業時間中に於て一日二回
各三十分以内を限り其の生兒を哺育すべき

時間を求むることを得此の場合に於て工業
主は哺育時間中其の女子をして就業せしむ
ることを得ず
第十條 地方長官は前二條に掲ぐる場合の
外工業主に對し病者又は産婦の就業の制限
又は禁止を命ずることを得
第十一條 工場法第十四條の規定による證
標は様式第一號に依る
第十二條 工業主は職工に就業前豫め
其の賃金の率及計算方法を明示すべし
第十三條 工業主は扶助に關する事項の要
領を平易に記述し適宜の方法を以て之を職
工に周知せしむべし
第十四條 職工就業中又は工場及附屬建設
物内に於て工業主は疾病に罹り又は死亡した
るときは於て工業主は遅滞なく醫師をして診
断又は検査を爲さしむべし
第十五條 工場法施行令第十六條第三
項の規定に依り同條第一項第二號の賃金總
額に包含せらるるもの左の如し

一 三月を超ゆる期間毎に支給する賞與
二 賞與又は手当
第十五條 工場法施行令第十七條の給與の
算出方法を關し契約又は慣習なき場合に於
て年を以て定めるときは三百六十分し月
を以て定めるときは三十分して一日の賃
金を以て給與を定む
第二十條 工場法施行令第二十三條の規定
により工業主が賃金を支拂ひ又は職工貯蓄
金を返還すへき場合左の如し
一 職工が一月以上非儀を行ふ費用に充つ
るとき
二 職工が婚儀又は葬儀を行ふ費用に充つ
るとき
三 其の他地方長官の命令を以て定めたる
場合(抄録終り)
工場法施行令中改正勅令
(昭和四年六月二十五日勅令第二〇二號)
第九條中「二十日分」を「三十日分」に「二十
圓」を「三十圓」に改む

第二十七條 工場法施行規則中改正省令
 第二十八條 工場法第一條に該當せざる工
 場の替りして動力を力用ひ又は燃素の事
 第七條 第八條 第十條 第十一條 第十二條
 第十三條 第十四條 第十五條 第十六條 第十七條
 第十八條 第十九條 第二十條 第二十一條 第二十二條
 第二十三條 第二十四條 第二十五條 第二十六條
 第二十七條 第二十八條 第二十九條 第三十條
 第三十一條 第三十二條 第三十三條 第三十四條
 第三十五條 第三十六條 第三十七條 第三十八條
 第三十九條 第四十條 第四十一條 第四十二條
 第四十三條 第四十四條 第四十五條 第四十六條
 第四十七條 第四十八條 第四十九條 第五十條
 第五十一條 第五十二條 第五十三條 第五十四條
 第五十五條 第五十六條 第五十七條 第五十八條
 第五十九條 第六十條 第六十一條 第六十二條
 第六十三條 第六十四條 第六十五條 第六十六條
 第六十七條 第六十八條 第六十九條 第七十條
 第七十一條 第七十二條 第七十三條 第七十四條
 第七十五條 第七十六條 第七十七條 第七十八條
 第七十九條 第八十條 第八十一條 第八十二條
 第八十三條 第八十四條 第八十五條 第八十六條
 第八十七條 第八十八條 第八十九條 第九十條
 第九十一條 第九十二條 第九十三條 第九十四條
 第九十五條 第九十六條 第九十七條 第九十八條
 第九十九條 第一百條

工場危険豫防及衛生規則

(内務省令
 九月一日施行)

第一條 本令は工場法第一條の工場に之を
 適用す
 第二條 原動力及動力傳導装置の危害を生

除くの外欄圓被覆其の他適當なる危害豫防
 第十一條 左の各號の一に適當なる機械の
 部分の廻轉が停止するに非されは開くこと
 第十二條 動力と爲すへし(中略)
 第十三條 粘性物質を煉担する「ローラー」
 第十四條 運轉中に設けし動力傳導装置
 第十五條 動力傳導装置の各部の結合部
 第十六條 動力傳導装置の各部の結合部
 第十七條 動力傳導装置の各部の結合部
 第十八條 動力傳導装置の各部の結合部
 第十九條 動力傳導装置の各部の結合部
 第二十條 動力傳導装置の各部の結合部
 第二十一條 動力傳導装置の各部の結合部
 第二十二條 動力傳導装置の各部の結合部
 第二十三條 動力傳導装置の各部の結合部
 第二十四條 動力傳導装置の各部の結合部
 第二十五條 動力傳導装置の各部の結合部
 第二十六條 動力傳導装置の各部の結合部
 第二十七條 動力傳導装置の各部の結合部
 第二十八條 動力傳導装置の各部の結合部
 第二十九條 動力傳導装置の各部の結合部
 第三十條 動力傳導装置の各部の結合部
 第三十一條 動力傳導装置の各部の結合部
 第三十二條 動力傳導装置の各部の結合部
 第三十三條 動力傳導装置の各部の結合部
 第三十四條 動力傳導装置の各部の結合部
 第三十五條 動力傳導装置の各部の結合部
 第三十六條 動力傳導装置の各部の結合部
 第三十七條 動力傳導装置の各部の結合部
 第三十八條 動力傳導装置の各部の結合部
 第三十九條 動力傳導装置の各部の結合部
 第四十條 動力傳導装置の各部の結合部
 第四十一條 動力傳導装置の各部の結合部
 第四十二條 動力傳導装置の各部の結合部
 第四十三條 動力傳導装置の各部の結合部
 第四十四條 動力傳導装置の各部の結合部
 第四十五條 動力傳導装置の各部の結合部
 第四十六條 動力傳導装置の各部の結合部
 第四十七條 動力傳導装置の各部の結合部
 第四十八條 動力傳導装置の各部の結合部
 第四十九條 動力傳導装置の各部の結合部
 第五十條 動力傳導装置の各部の結合部
 第五十一條 動力傳導装置の各部の結合部
 第五十二條 動力傳導装置の各部の結合部
 第五十三條 動力傳導装置の各部の結合部
 第五十四條 動力傳導装置の各部の結合部
 第五十五條 動力傳導装置の各部の結合部
 第五十六條 動力傳導装置の各部の結合部
 第五十七條 動力傳導装置の各部の結合部
 第五十八條 動力傳導装置の各部の結合部
 第五十九條 動力傳導装置の各部の結合部
 第六十條 動力傳導装置の各部の結合部
 第六十一條 動力傳導装置の各部の結合部
 第六十二條 動力傳導装置の各部の結合部
 第六十三條 動力傳導装置の各部の結合部
 第六十四條 動力傳導装置の各部の結合部
 第六十五條 動力傳導装置の各部の結合部
 第六十六條 動力傳導装置の各部の結合部
 第六十七條 動力傳導装置の各部の結合部
 第六十八條 動力傳導装置の各部の結合部
 第六十九條 動力傳導装置の各部の結合部
 第七十條 動力傳導装置の各部の結合部
 第七十一條 動力傳導装置の各部の結合部
 第七十二條 動力傳導装置の各部の結合部
 第七十三條 動力傳導装置の各部の結合部
 第七十四條 動力傳導装置の各部の結合部
 第七十五條 動力傳導装置の各部の結合部
 第七十六條 動力傳導装置の各部の結合部
 第七十七條 動力傳導装置の各部の結合部
 第七十八條 動力傳導装置の各部の結合部
 第七十九條 動力傳導装置の各部の結合部
 第八十條 動力傳導装置の各部の結合部
 第八十一條 動力傳導装置の各部の結合部
 第八十二條 動力傳導装置の各部の結合部
 第八十三條 動力傳導装置の各部の結合部
 第八十四條 動力傳導装置の各部の結合部
 第八十五條 動力傳導装置の各部の結合部
 第八十六條 動力傳導装置の各部の結合部
 第八十七條 動力傳導装置の各部の結合部
 第八十八條 動力傳導装置の各部の結合部
 第八十九條 動力傳導装置の各部の結合部
 第九十條 動力傳導装置の各部の結合部
 第九十一條 動力傳導装置の各部の結合部
 第九十二條 動力傳導装置の各部の結合部
 第九十三條 動力傳導装置の各部の結合部
 第九十四條 動力傳導装置の各部の結合部
 第九十五條 動力傳導装置の各部の結合部
 第九十六條 動力傳導装置の各部の結合部
 第九十七條 動力傳導装置の各部の結合部
 第九十八條 動力傳導装置の各部の結合部
 第九十九條 動力傳導装置の各部の結合部
 第一百條 動力傳導装置の各部の結合部

する處ある部分には適當なる欄圍又は被覆
 第四條 動力傳導装置の車軸接手、車軸留
 輪軸、軸器、調申其の他廻轉部分に附屬せ
 る「セツトスクリュー」「ボルト」「ナット」
 及「軸頭」の頭部は突出せざるものを用ふるこ
 とを要す
 第五條 遊車を使用するものに在りては選
 第七條 注油の爲接近すること危険なる動
 力傳導装置には安全なる給油装置を設くるべ
 第八條 作業場所には事故發生の場合に於
 て速に原動力機を動力傳導装置の運轉を停
 止し得べき装置を設くべし
 第九條 原動力機及動力傳導装置の運轉を開
 始する際には之を關係職工に周知せしむる
 第十條 一定の合圖を爲すへし
 第十一條 動力のある部分には已むを得ざる場合に
 段其の他從業者の墮落し危害を生ずる虞あ
 る處には欄圍、扶欄、蓋等適當なる危害豫
 防装置を設くべし
 第十二條 作業用可搬梯子には滑止其の他
 第十三條 危険なる箇所に適當なる標示
 第十四條 危険なる箇所に適當なる標示
 第十五條 危険なる箇所に適當なる標示
 第十六條 危険なる箇所に適當なる標示
 第十七條 危険なる箇所に適當なる標示
 第十八條 危険なる箇所に適當なる標示
 第十九條 危険なる箇所に適當なる標示
 第二十條 危険なる箇所に適當なる標示
 第二十一條 危険なる箇所に適當なる標示
 第二十二條 危険なる箇所に適當なる標示
 第二十三條 危険なる箇所に適當なる標示
 第二十四條 危険なる箇所に適當なる標示
 第二十五條 危険なる箇所に適當なる標示
 第二十六條 危険なる箇所に適當なる標示
 第二十七條 危険なる箇所に適當なる標示
 第二十八條 危険なる箇所に適當なる標示
 第二十九條 危険なる箇所に適當なる標示
 第三十條 危険なる箇所に適當なる標示
 第三十一條 危険なる箇所に適當なる標示
 第三十二條 危険なる箇所に適當なる標示
 第三十三條 危険なる箇所に適當なる標示
 第三十四條 危険なる箇所に適當なる標示
 第三十五條 危険なる箇所に適當なる標示
 第三十六條 危険なる箇所に適當なる標示
 第三十七條 危険なる箇所に適當なる標示
 第三十八條 危険なる箇所に適當なる標示
 第三十九條 危険なる箇所に適當なる標示
 第四十條 危険なる箇所に適當なる標示
 第四十一條 危険なる箇所に適當なる標示
 第四十二條 危険なる箇所に適當なる標示
 第四十三條 危険なる箇所に適當なる標示
 第四十四條 危険なる箇所に適當なる標示
 第四十五條 危険なる箇所に適當なる標示
 第四十六條 危険なる箇所に適當なる標示
 第四十七條 危険なる箇所に適當なる標示
 第四十八條 危険なる箇所に適當なる標示
 第四十九條 危険なる箇所に適當なる標示
 第五十條 危険なる箇所に適當なる標示
 第五十一條 危険なる箇所に適當なる標示
 第五十二條 危険なる箇所に適當なる標示
 第五十三條 危険なる箇所に適當なる標示
 第五十四條 危険なる箇所に適當なる標示
 第五十五條 危険なる箇所に適當なる標示
 第五十六條 危険なる箇所に適當なる標示
 第五十七條 危険なる箇所に適當なる標示
 第五十八條 危険なる箇所に適當なる標示
 第五十九條 危険なる箇所に適當なる標示
 第六十條 危険なる箇所に適當なる標示
 第六十一條 危険なる箇所に適當なる標示
 第六十二條 危険なる箇所に適當なる標示
 第六十三條 危険なる箇所に適當なる標示
 第六十四條 危険なる箇所に適當なる標示
 第六十五條 危険なる箇所に適當なる標示
 第六十六條 危険なる箇所に適當なる標示
 第六十七條 危険なる箇所に適當なる標示
 第六十八條 危険なる箇所に適當なる標示
 第六十九條 危険なる箇所に適當なる標示
 第七十條 危険なる箇所に適當なる標示
 第七十一條 危険なる箇所に適當なる標示
 第七十二條 危険なる箇所に適當なる標示
 第七十三條 危険なる箇所に適當なる標示
 第七十四條 危険なる箇所に適當なる標示
 第七十五條 危険なる箇所に適當なる標示
 第七十六條 危険なる箇所に適當なる標示
 第七十七條 危険なる箇所に適當なる標示
 第七十八條 危険なる箇所に適當なる標示
 第七十九條 危険なる箇所に適當なる標示
 第八十條 危険なる箇所に適當なる標示
 第八十一條 危険なる箇所に適當なる標示
 第八十二條 危険なる箇所に適當なる標示
 第八十三條 危険なる箇所に適當なる標示
 第八十四條 危険なる箇所に適當なる標示
 第八十五條 危険なる箇所に適當なる標示
 第八十六條 危険なる箇所に適當なる標示
 第八十七條 危険なる箇所に適當なる標示
 第八十八條 危険なる箇所に適當なる標示
 第八十九條 危険なる箇所に適當なる標示
 第九十條 危険なる箇所に適當なる標示
 第九十一條 危険なる箇所に適當なる標示
 第九十二條 危険なる箇所に適當なる標示
 第九十三條 危険なる箇所に適當なる標示
 第九十四條 危険なる箇所に適當なる標示
 第九十五條 危険なる箇所に適當なる標示
 第九十六條 危険なる箇所に適當なる標示
 第九十七條 危険なる箇所に適當なる標示
 第九十八條 危険なる箇所に適當なる標示
 第九十九條 危険なる箇所に適當なる標示
 第一百條 危険なる箇所に適當なる標示

衛生上有害なる場所又は爆發の虞ある場所
 には之が危険を豫防する其の排出密閉其の

前雇傭に付き當事者が擔保を供したるときは其の擔保は期間の満了に因りて消滅す但身元保證金は此限に在らず第六百二十條の規定は雇傭に之を準用す第六百二十條の規定は雇傭第六百二十條は將來に向てのみ其効力を生ず但し當事者の一方に過失あるときは之に對して損害賠償の請求を妨げず第六百三十一條は雇傭に期間の定あるときと雖も債務者又は破産管財人は第六百二十七條の規定に依りて解約の申入を爲すことを得此の場合に於ては各當事者は相手方に對し解約に因りて生じたる損害の賠償を請求することを得す

小作調停法(大正十三年)(抄録)

第一條 小作料其他小作關係に付爭議を生じたるときは當事者は爭議の目的たる土地

の實狀に鑑み之を開かずして調停を爲すことを得
當事者の申立あるときは前項但書の規定に拘らず裁判所は調停委員會を開くことを要す
第十一條 裁判所事情により適當なる者ありと認むるときは前條の規定に拘らず之をして勸解を爲さしむることを得
第十二條 當事者多數なる場合に於ては其の全部又は一部を代表して調停に關する一切の行為を爲さしむる爲總代を選任することを得
裁判所前項の規定による總代なき場合に於て必要ありと認むるときは總代の選任を命ずることを得
總代は當事者中より之を選任することを要す
第十三條 總代の選任は書面を以て之を證することを得す
總代の解任は之を裁判所に届出つるに非れ

の所在地を管轄する地方裁判所に調停の申立を爲すことを得
第二條 當事者不當の目的を以て濫に調停の申立を爲したりと認むるときは裁判所は其の申立を却下することを得
第三條 調停の申立は爭議の目的たる土地の所在地の市町村長又は郡長を経て之を爲すことを得
第六條 調停の申立は爭議の實狀を明にして之を爲すべし
第七條 調停の申立は書面又は口頭を以て之を爲すことを得
口頭を以て申立を爲す場合に於ては市町村長又は郡長又は裁判所書記其の調書を作ることを要す
第九條 調停の申立を受理したる事件に付訴訟が緊屬するときは調停の終了に至るまで訴訟手續を中止す
第十條 裁判所調停の申立を受理したるときは調停委員會を開くことを要す但し爭議

は其効なし
第十四條 裁判所は期日を定め當事者又は總代を呼出すことを要す
前項の呼出すことを要す
第十五條 調停の結果につき利害關係を有する者は裁判所の許可を受け調停に参加することを得
第十六條 調停の結果に付利害關係を有する者の参加を求むるときは總代及利害關係人は自身出席することを得
第十七條 總代及利害關係人は自場合に於ては裁判所の許可を受け代理人をして出席せしめ又は補佐人を同伴することも得
第十八條 裁判所は何時にても前項の許可を取消すことを得
第二十一條 裁判所に於ける調停手續は之を公開せず但し裁判所は相當と認むる者の傍聴を許すことを得

ては、調停は、認可決定ありたるに限り、裁
判上の一和解と同効力を有するに限り、裁
判告知たる場合、土地所有の項を争議代
に、目的たる土地所有の項を争議代
の目的たる土地所有の項を争議代
役場の二場、調停委員の調停を要する
第四十條、第四十條、第四十條、第四十條
と、第四十條、第四十條、第四十條、第四十條
料、第四十條、第四十條、第四十條、第四十條
正、第四十條、第四十條、第四十條、第四十條
書、第四十條、第四十條、第四十條、第四十條
し、第四十條、第四十條、第四十條、第四十條
寫、第四十條、第四十條、第四十條、第四十條
と、第四十條、第四十條、第四十條、第四十條
第、第四十條、第四十條、第四十條、第四十條
を、第四十條、第四十條、第四十條、第四十條
受、第四十條、第四十條、第四十條、第四十條
る、第四十條、第四十條、第四十條、第四十條
委員、第四十條、第四十條、第四十條、第四十條
す、第四十條、第四十條、第四十條、第四十條

借家法

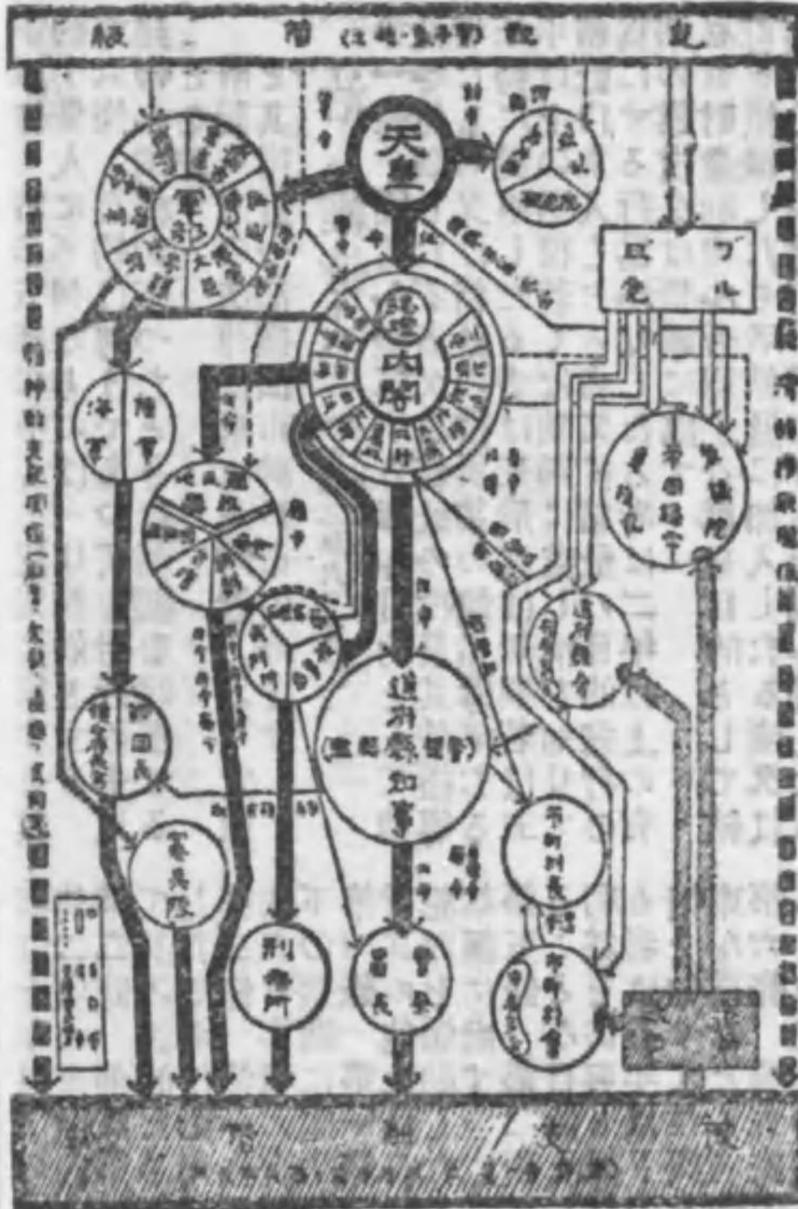
非訟事件手続法第二百七條及第二百八條の
規定は、第九條の調停委員又は調停委員
者、故なく、其の調停委員又は調停委員
員、千圓以下、其の調停委員又は調停委員
きは、千圓以下、其の調停委員又は調停委員
第一條、建物の賃借は登記しなくても入
つて、第二條、契約が過ぎても、まだ借家人が入
つて、第三條、賃主が直ちに断らない以上、更
に、第四條、賃主が直ちに断らない以上、更
な、第五條、賃主が直ちに断らない以上、更
第六條、賃主が直ちに断らない以上、更
其、第七條、賃主が直ちに断らない以上、更
の、第八條、賃主が直ちに断らない以上、更
す、第九條、賃主が直ちに断らない以上、更

第五條、右の五條の中、この規定に反する契
約、第六條、契約は、何うであつても、無効とする
建物の価格が、下つたときは、減額を請求する
ことを許す、第七條、東京、大阪、京都、大
附記、右の法律は、東京、大阪、京都、大
と、其附近、一部、横濱、神戸、市のみにとす

治維持法

第一條、國體を變革する事を目的として、結
社、組織したる者は、其の役員、指導者、若
者、任務に従事したる者は、其の役員、指導者、若
任、任務に従事したる者は、其の役員、指導者、若
年、任務に従事したる者は、其の役員、指導者、若
結、社に加入したる者は、其の役員、指導者、若
爲、社に加入したる者は、其の役員、指導者、若
期、社に加入したる者は、其の役員、指導者、若
私、社に加入したる者は、其の役員、指導者、若
社、社に加入したる者は、其の役員、指導者、若
結、社に加入したる者は、其の役員、指導者、若

者は、十年以下の懲役又は禁錮に處す
前、第二條、前條第一項又は第二項の目的を以
て、第三條、前條第一項又は第二項の目的を以
した、第四條、前條第一項又は第二項の目的を以
第三條、前條第一項又は第二項の目的を以
的、第四條、前條第一項又は第二項の目的を以
下、第五條、前條第一項又は第二項の目的を以
行、第六條、前條第一項又は第二項の目的を以
犯、第七條、前條第一項又は第二項の目的を以
禁、第八條、前條第一項又は第二項の目的を以
第五條、前條第一項又は第二項の目的を以
利益、第六條、前條第一項又は第二項の目的を以
る、第七條、前條第一項又は第二項の目的を以
情、第八條、前條第一項又は第二項の目的を以
束、第九條、前條第一項又は第二項の目的を以
第六條、前條第一項又は第二項の目的を以
るときは、其の刑を輕減又は免除す



國家機構圖

◆資料◆ 國際狀勢

世界各國傾向別労働組合員數 (一九三一年一月現在)

國名	社會主義	共產主義	カソリック	その他
オーストリア	一五九・二〇四	—	二一・九元	—
ベルギー	五四四・二三二	—	二〇三・七八	—
チェコスロバキア	六〇〇・四一九	—	二五・一三	—
フランス	八八二・二五〇	二九四・〇〇〇	一〇二・〇〇〇	三・〇〇〇
ドイツ	五・三六九・九一九	四二・五六八	一・三七〇・三三三	一・五〇〇
イギリス	三・七一九・四〇一	—	—	—
スウェーデン	六〇二・六七九	—	二八・一五〇	一〇・三三三
メキシコ	—	—	—	—
ポーランド	二二八・三〇一	—	七・六九五	—
アメリカ	—	—	—	—

(以上五〇萬以上の組織労働者を持つ國のみを掲載)

國際勞動組合運動

(一九三一年一月現在)

- | 團體名 | 事務所所在地 | 加盟員數 |
|------------------|--------|------------|
| (一) 國際勞動組合同盟 | ベルリン | 一三・五五〇・五五七 |
| (二) 國際赤色勞動組合同盟 | モスコイ | 三・九〇・〇〇〇 |
| (三) 國際基督教徒勞動組合同盟 | ウトレヒト | 二・四八五・〇六五 |
| (四) 國際勞動者協會 | ベルリン | 七〇〇・〇〇〇 |
| (五) 國際中立勞動組合同盟 | ウトレヒト | 七五〇・〇〇〇 |

(其の他略)

事業部の――

取扱品目は………
 黨員マーク(バッヂ)定價 十五錢
送料 二錢
 三ト個以上の大量申込は割引す。
 黨旗 楯竿 一組 三圓五十錢
 右の外啓蒙運動に必要な圖書、雜誌、新聞、パンフレット等の取次販賣に應ず。
 注文は前金・送金は振替で
 東京芝南佐久間町一ノ五五
社會大衆黨事業部
 振替東京四六六四九

労働組合

我國に於ける労働組合の組織状況

昭和六年十二月現在

業態	組合數	組合員數(内女)
機械器具	九三	九五・三五三
化學	八	二〇・二七二
染色	三六	一五・四七七
飲食物	二〇三	一四・八七四
雜工業	二〇四	一七・四〇〇
礦業	二四	一・七四〇
瓦斯電氣	二七	一・六〇九
運輸	一〇三	一〇・〇〇三
交通	一〇七	一四・六〇九
通信	七	二・五五五
土木建築	四一	七・二一六
その他	二七二	四〇・七三二
計	八二八	三六八・九六五

労働統計

年度	労働者總數	組織労働者數
一九七〇年	四、七〇三、七五七人	三〇九、四九三
一九七一年	四、九四、七八〇人	三〇八、九〇〇
一九七二年	四、八七三、〇八一	三三〇、九八五
一九七三年	四、七三三、〇二八	三五四、三一二
一九七四年	四、六七〇、二七五八	三六八、九七五

日本に於ける労働者數及組合に組織された労働者數を一九二七年―一九三一年(各年度末)に亘つて如何になりつゝあるかを圖表(數字)で示せば右の如くである。資本家的産業合理化に依つて就業労働者總數は減少した。然し組織労働者數は増大しつゝある。

下は争闘濟經に共ト化強大擴の慌恐
るゐてし示を展發的躍飛く如の表

計統キイラトス

年 度	上 半 期 ス ト ラ イ キ 数	参 加 人 員	争 議 件 数
一九二七年	一九二七年	一〇三・三五〇人	一・二〇二件
一九二八年	一九二八年	一〇一・八九三人	一・〇二一件
一九二九年	一九二九年	一七二・一四四人	一・四二〇件
一九三〇年	一九三〇年	一九一・八〇五人	二・二八九件
一九三一年	一九三一年	一五四・五二八人	二・四五六件
一九三二年	一九三二年	四八・三六六	一・〇七九件
一九三三年	一九三三年	八四・三四四	一・〇七九件
一九三四年	一九三四年	八四・三四四	一・〇七九件
一九三五年	一九三五年	四八・三六六	九四四件

別合聯一單		別業産業職	
計	聯合組合	計	一般労働者
昭和五年十二月末		昭和五年十二月末	
組合数	組合員数	組合数	組合員数
三九三	一九五・一七九	一四二	二四・九七四
五三	一五九・一三三	三二八	二九二・〇一〇
四四六	三五四・三一二	二四二	三七・三二八
計	計	七一二	三五四・三一二
昭和六年十二月末		昭和六年十二月末	
組合数	組合員数	組合数	組合員数
四一七	一八〇・七九八	一四七	二二・一三八
四〇一	一八八・一七七	四二五	三〇九・九三九
八一八	三六八・九七五	二四五	三六・八九八
計	計	八一七	三六八・九七五

— 農 業 —

我々の經濟上に於いて農業は重要な地位を占めて居る。資本主義日本の經濟の上に封建的農業生産が行はれてゐる。我國農業は、五反百姓と原始耕作法と特殊の形態と従つてそれは農家を貧困と荒蕪の中に追込んでゐる。下表(二面)は小作争議に於ける結果を明示してゐる。

小作組合及小作争議統計

年次	小作組合現在数	争議件数	關係反別(町)			参加人員小作人	結果			未結未決			
			田	畑	計		安協	要求撤回	耕地返還				
大正14年	3,401	2,200	0,781	4,321	9,102	46,33,001	134,646	1,008	3	2	12	16	471
昭和 1	3,926	2,713	88,830	4,770	93,660	440,39,43	1,01,673	1,141	98	20	14	7	633
2	5,482	2,052	51,156	5,822	56,978	1,701,24,136	91,736	1,371	54	1	6	9	593
3	4,353	1,850	44,117	3,739	47,856	43,1,474	75,136	1,261	60	29	1	2	513
4	4,156	2,434	48,710	7,374	56,084	27,23,505	81,393	1,61	127	63	—	15	614
5	4,208	2,478	8,192	10,274	38,466	1,004,4,156	38,567	1,23	410	10	—	23	702

日本の農業は封建的の前資本主義的生產關係の下に、極度の資本主義的支配を受けてゐる。かかる農業經濟機構は必然に過小農經營の幅内にとち込まれ、今や五戸五十萬戸の日本の農家は農業恐慌の揺らさすミエールのたぐひに飢餓線を彷徨してゐる。三〇年度に於いて十億圓の收入減をなした農家は更に、三一年度に於いて三割五分の減收をなし、北海道、東北地方は大凶作の爲めに農民は根を喰つて歸命をつなぎ、全國的には七分作位である。下表(前頁表も含む)は年次別に關した昭和五年末迄の小作組合及小作争議統計である。

(備考) 農林省調査 小作争議要求事項別

年次	一時的減額		永久的小作料減額		米價上對應		米價增加		代納米價格下又統一又		小作料小作契		小作種又永種		實收分米		其他
	減額	減額	反	上	止	加	倍	價	改	正	約	確	認	賠	利	分	
昭和 1	1,993	248	12	4	9	5	11	1	1:4	47	61	47	21	44			
2	1,216	233	31	—	—	—	—	—	348	21	53	8	157				
3	1,014	147	42	—	—	—	—	—	395	13	49	1	204				
4	1,331	13	53	—	—	—	—	—	620	34	39	—	208				
5	1,042	14	68	—	—	—	—	—	814	53	65	—	246				

▲諸届書様式

必要なる届出様式

結社届

一、社名

社會大衆黨 何々支部

一、主幹者

何縣何郡何町何番地 何

一、結社期日

昭和八年何月何日

一、事務所在地

何縣何郡何町何番地

右治安警察法に依り社則相違へ此段結社届出候也

何年何月何日

主幹者 何

某團

何警察署長何某殿

告訴狀

縣 郡 町 番地

告訴人 何 某

某警察署勤務(署長、部長、巡查)

被告人 何 某

同 何 某

出訴の原因及事實

何年何月何日右被告兩名は、原告を不當に檢舉し、何等の理由なく、不法監禁せることはあきらかに刑法上の瀆職罪を構成するものにつき、此段及告訴候也

昭和八年何月何日

縣 郡 町 番地

某團

何地方裁判所檢事正

何 某 殿

集會屆

一、集會の目的

何某政見發表演說會

二、集會の場所

何町何劇場

三、集會の年月日

昭和八年何月何日 午後何時より何時迄

右御届候也

昭和八年 月 日

何市何町何番地

發起人 何

某團

何警察署長 何

某殿

一、書名

出版届

全一册

右出版法に依り昭和八年何月何日發行致可製本二部相濼へ此段及御届飛也
昭和八年何月何日

原籍地

現住所

著作人

原籍地

現住所

發行人

内務大臣 何 某殿

某團

某團

差入 贖

收容者 何

某

一、メリヤスシャツ

一枚

一、木綿紺袴

一枚

右差入許可願上候也

昭和八年何月何日

現住所

願人 何

某

何 利 務 所 御 中

正式裁判申立書

住所

何

某

右に對し何々警察署に於いて爲したる拘留處分の即決裁判に對し絶對不服につき正式裁判仰ぎ度此段申立に及び候也

昭和八年何月何日

右 何

某

何 區 裁 判 所 判 事

何 某 殿

通郵便物種類及料金

種類	第一種	第二種	第三種	第四種	第五種
書狀	印刷シタル無封ノ書狀	書	定期刊() 欠ノモノヲ除ク 日刊新聞 同人用點字ノ刊行物 同人用點字ノ刊行物 同人用點字ノ刊行物 同人用點字ノ刊行物 同人用點字ノ刊行物	同人用點字ノ刊行物 同人用點字ノ刊行物 同人用點字ノ刊行物 同人用點字ノ刊行物 同人用點字ノ刊行物	同人用點字ノ刊行物 同人用點字ノ刊行物 同人用點字ノ刊行物 同人用點字ノ刊行物 同人用點字ノ刊行物
重	一五グラム(四シ)迄毎ニ 三五グラム(九シ三分)迄毎ニ	通常葉書 往復葉書 封緘葉書	七五グラム(二〇シ)迄毎ニ 一部(一日分)二〇グラム(元シ五分迄) 以上七五グラム(二〇シ)迄毎ニ	一一〇グラム(二九シ三分)迄毎ニ 五五〇グラム(二四シ七分)迄毎ニ 一一〇グラム(二九シ三分)迄毎ニ 三五〇グラム(九三シ三分)迄毎ニ 一一〇グラム(二九シ三分)迄毎ニ	十五字以内三十字以内 十五字以内三十字以内 十五字以内三十字以内 十五字以内三十字以内 十五字以内三十字以内
郵稅	二錢 三錢	三錢 三錢 三錢	五錢 五錢 五錢	二錢 一錢 一錢	三錢 三錢 三錢 三錢 三錢

小包郵便及料金

同一郵便局區市内六キログラム(一六〇〇シ)迄普通小包六錢、書留小包一三錢

内地、台灣		内地相互間	
普通	一〇錢 一四錢	普通	一〇錢 一四錢
書留	一五錢 二二錢	書留	一五錢 二二錢
普通	二七錢 三四錢	普通	二七錢 三四錢
書留	四二錢 四九錢	書留	四二錢 四九錢
普通	六〇錢 七三錢	普通	六〇錢 七三錢
書留	七五錢 八九錢	書留	七五錢 八九錢
普通	七九錢 八五錢	普通	七九錢 八五錢
書留	九四錢 一〇〇錢	書留	九四錢 一〇〇錢

五〇〇グラム一キログラム二キログラム三キログラム四キログラム五キログラム六キログラム
 ラム(二五シ)ラム(二六シ)ラム(五三シ)ラム(八〇シ)ラム(一〇〇シ)ラム(一三〇シ)ラム(一六〇シ)ラム(一九〇シ)迄

印刷物校正用符號一覽

符號	トル カヘ	▽△ ₀ 2><◁◃
意味	取り去れ、取り除け 差換へよ。 字間を離せ。 字間を一字離せ。 字間を二字離せ。 字間を詰めよ。 上下置き換へよ 正しく直せ。 行間を詰めて他と揃へよ。 行間を離して他と揃へよ。	
符號	↑↓	∩= ≡∪∩
意味	こゝを下げよ。 こゝを上げよ。 一字以下下げよ。 一字以上上げよ。 右へ寄せよ。 左へ寄せよ。 字列の凸凹を正せ。 行の凸凹を正せ。 此字を替へよ。	
符號	◁	？× _不 ≡ _不 し _不 ∩ _不 ∪ _不 ×
意味	「廣」の字を入れよ。 此字を入れよ。 此處から行を改めよ 次の行へ移せ。 前の行へ移せ。 此の部分右へ寄せよ 此の部分左へ寄せよ 印刷不明瞭の意。 何か判らぬの意。	

知識編輯

別號

新書活字

特號

社會

初號

社會

一號

社會

二號

社會

四號

社會

五號

社會 (七ポイント)

ゴダシク

一號

社會

二號

社會

四號

社會

誌日アリタレロブ

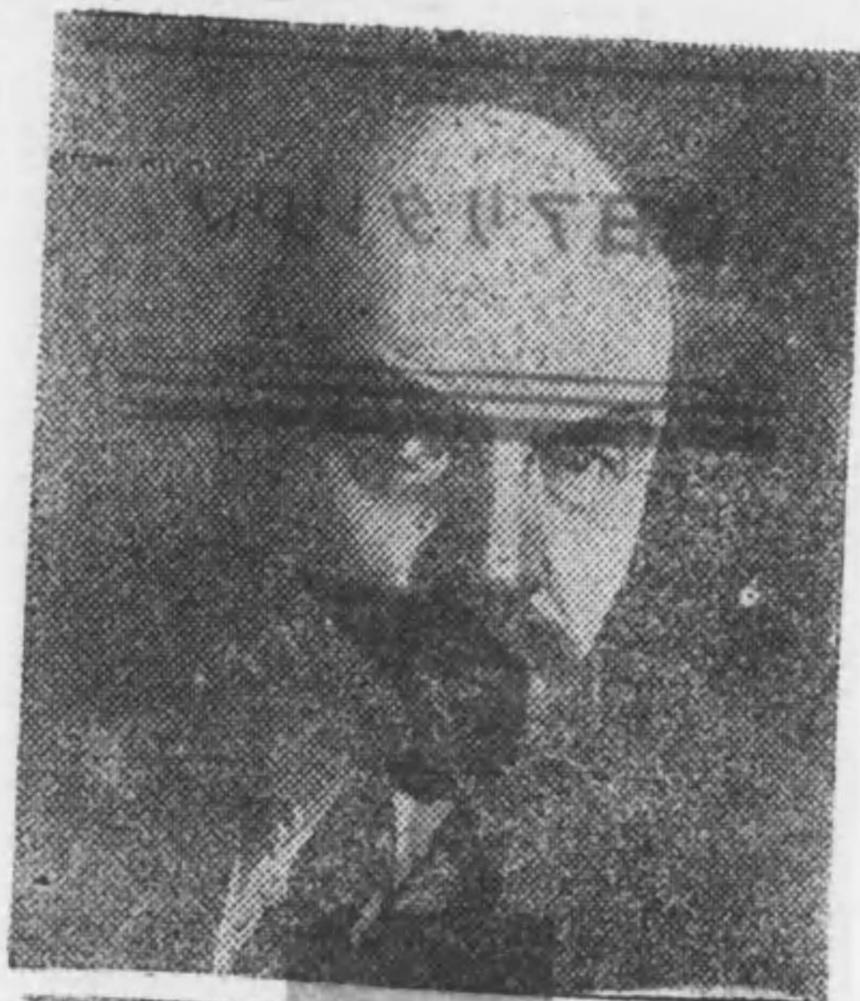


1933
 行發部業事黨衆大會社

日曆

日	一	二	三	四	五	六	日
1	2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31	

一月の豫定



★一月

プロ・カレンダー

一五日 カール・ローザデー
二一日 レーニンデー

吾等の日誌

一日 一八六三、北米奴隷廢止
十日 ベルサイユ平和條約批准
二二日 一九〇五、血の日曜
二四日 幸徳秋水外一七名死刑
二五日 一九一七、二月革命勃
發

同 昭和二年日本勞農總聯
合成立

一月

5
木

6
金

7
土

8
日

一月

1
日

2
月

3
火

4
水

一月

13
金

12
火

14
土

13
水

15
日

カール・ローザー記念日

14
木

16
月

15
金

7

二月

9
月

8
木

10
火

9
金

11
水

10
土

12
木

11
日

6

一月

レーニン記念日

21
土

62
水

22
日

63
木

23
月

64
金

24
火

65
土

一月

17
火

61
金

18
水

62
土

19
木

日全開 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1

63
日

20
金

64
月

一月



29日

30月

31火

二五日 一火一土
 二二日 一火一土
 二十日 一火一土
 八日 一火一土
 五日 一火一土
 四日 一火一土
 十一日 一火一土
 十二日 一火一土
 十三日 一火一土
 十四日 一火一土
 十五日 一火一土
 十六日 一火一土
 十七日 一火一土
 十八日 一火一土
 十九日 一火一土
 二十日 一火一土
 二十一日 一火一土
 二十二日 一火一土
 二十三日 一火一土
 二十四日 一火一土
 二十五日 一火一土
 二十六日 一火一土
 二十七日 一火一土
 二十八日 一火一土
 二十九日 一火一土
 三十日 一火一土
 三十一日 一火一土

豫備
月

二月

25水

26木

27金

28土

25日

26日

27日

28日



★ 二 月

プロ・カレンダー

十一日 闘争デー

吾等の日誌

四日 明治四〇、足尾銅山暴動

五日 大正九、八幡製鐵所労働者二萬四千名同盟罷工

八日 一九一九、無政府主義者クロボトキン死す

二十日 昭和三、第一次普選

二二日 一七八九、フランス革命勃發

二五日 一九一七、ロシア二月革命ザー政府顛覆

二月

5
日

日
休

6
月

月
休

7
火

火
休

8
水

水
休

二月

1
水

2
木

3
金

4
土

1日 水 晴 風 17°C

2日 木 晴 風 18°C

3日 金 晴 風 19°C

4日 土 晴 風 20°C

5日 日 晴 風 21°C

6日 月 晴 風 22°C

7日 火 晴 風 23°C

8日 水 晴 風 24°C

9日 木 晴 風 25°C

10日 金 晴 風 26°C

11日 土 晴 風 27°C

12日 日 晴 風 28°C

13日 月 晴 風 29°C

14日 火 晴 風 30°C

15日 水 晴 風 31°C

16日 木 晴 風 32°C

17日 金 晴 風 33°C

18日 土 晴 風 34°C

19日 日 晴 風 35°C

20日 月 晴 風 36°C

21日 火 晴 風 37°C

22日 水 晴 風 38°C

23日 木 晴 風 39°C

24日 金 晴 風 40°C

25日 土 晴 風 41°C

26日 日 晴 風 42°C

27日 月 晴 風 43°C

28日 火 晴 風 44°C

29日 水 晴 風 45°C

30日 木 晴 風 46°C

31日 金 晴 風 47°C

二月

13
月

望
金

14
火

朔
水

15
水

朔
辰

16
木

朔
巳

二月

9
木

朔
辰

10
金

朔
巳

闘争デー

11
土

朔
午

12
日

朔
未

二月

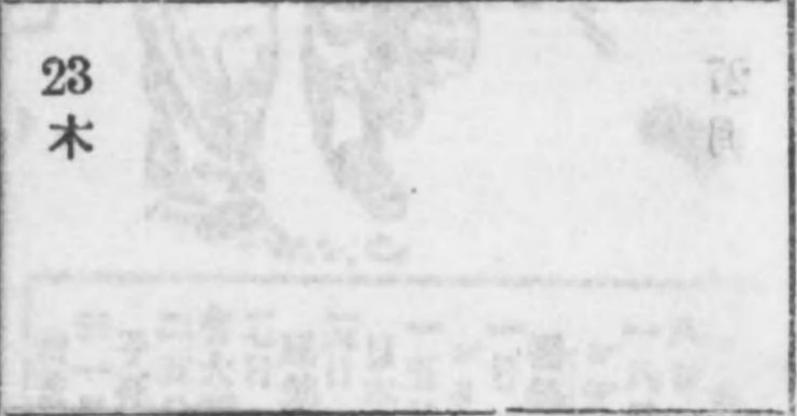
21
火



22
水



23
木

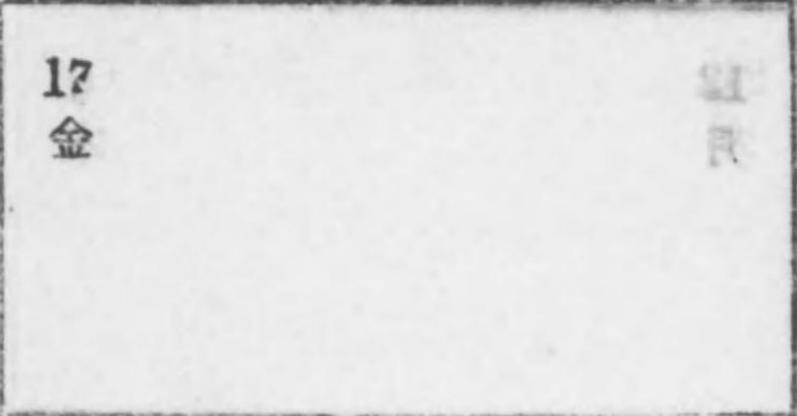


24
金

二月廿四日 金 巳時 巳
二月廿三日 木 辰時 辰
二月廿二日 水 卯時 卯
二月廿一日 火 寅時 寅
二月廿日 土 丑時 丑
二月十九日 日 子時 子
二月十八日 月 亥時 亥
二月十七日 火 戌時 戌
二月十六日 土 酉時 酉
二月十五日 日 申時 申
二月十四日 月 未時 未
二月十三日 火 午時 午
二月十二日 土 巳時 巳
二月十一日 日 辰時 辰
二月十日 月 卯時 卯
二月九日 火 寅時 寅
二月八日 土 丑時 丑
二月七日 日 子時 子
二月六日 月 亥時 亥
二月五日 火 戌時 戌
二月四日 土 酉時 酉
二月三日 日 申時 申
二月二日 月 未時 未
二月一日 火 午時 午

二月

17
金



18
土



19
日



20
月



25 土

26 日

27 月

28 火



自由を獲得せよ！
 自由を獲得せよ！
 自由を獲得せよ！

★三 月
 ノロ・カレンダー
 八日 国際無産婦人デー
 一八日 パリ・コンミュ
 ンデー
 吾等の日誌
 一日 一九一六、第三イ
 ンタナショナル創立
 一五日 昭和三年、第三次
 日本共産黨大檢舉
 一六日 大正一二、野田等
 議勃發
 一七日 大正三水平社國粹
 會大闘争事件突發
 二五日 藤村烈、金子文
 子死刑官渡し
 三一日 昭和二、朝鮮共
 産黨大檢舉

1 水

2 木

3 金

4 土

三月の豫定



三月一日 大御事 二、 御膳共
 千両 御膳共
 二三日 新林蔵 金千文
 會大御事 御膳共
 二五日 大五三 水平坊 御膳共
 二六日 大五二 御膳共
 日本共 御膳共
 一五日 御膳共
 一日 御膳共
 一八日 御膳共
 八日 御膳共
 六日 御膳共

三月

9 木
10 金
11 土
12 日

三月

5 日
6 月
7 火
8 水

国際無産婦人デー

三月

17
金

18
火

バリ・コンミュン記念日

18
土

19
水

19
日

20
木

20
月

21
金

三月

13
月

14
木

14
火

15
金

15
水

16
土

16
木

17
日

三月

25
土

26
日

27
月

28
火

三月

21
火

22
水

23
木

24
金



四月八日

29
水

32
土

30
木

33
日

31
金

34
月

豫備

35
火

★四月
プロ・カレンダー

一等の日誌
 一日 一八四八、チアーチ
 スト運動 ロンドン大示威
 民衆五十萬
 九日 大正十一、日本農民
 組合創立大會
 十日 昭和三、労働黨外三
 團體解散命令
 十六日 九二一、イギリ
 ス炭坑罷工「三角同盟破
 れ」の金曜日
 二二日 昭和二、支拂猶豫
 令クモラトアムリ々布
 二五日 大正十一、第一次
 共産黨檢舉

四月

1
土

日

2
日

木

3
月

金

4
火

土

定豫の月四



一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日
十三日	十四日	十五日	十六日	十七日	十八日	十九日	二十日	二十一日	二十二日	二十三日	二十四日
二十五日	二十六日	二十七日	二十八日	二十九年	三十年	三十一年	三十二年	三十三年	三十四年	三十五年	三十六年

9 日	日
10 月	月
11 火	火
12 水	水

5 水	水
6 木	木
7 金	金
8 土	土

四月

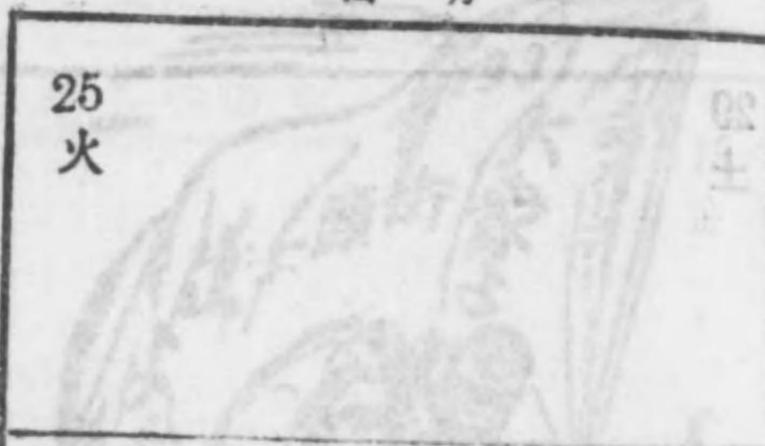
17 月	
18 火	
19 水	
20 木	

四月

13 木	
14 金	
15 土	
16 日	

四月

25
火



26
水



27
木

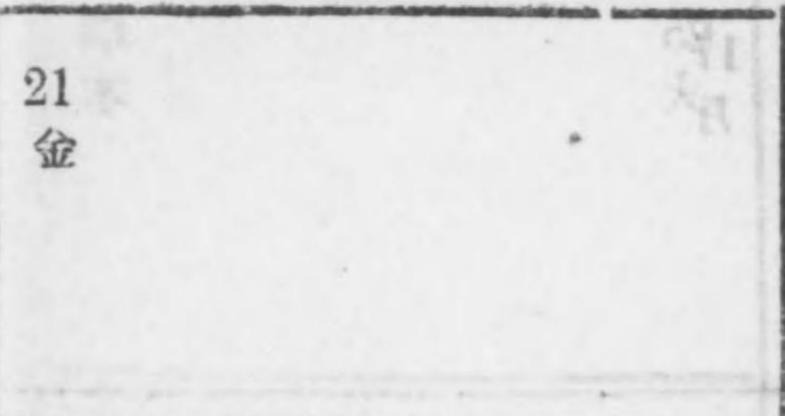
二二 二五 二八五 九 三 一
 八七 〇日 日 日 日 日
 日 日 日 日 日 日
 日 日 日 日 日 日

28
金

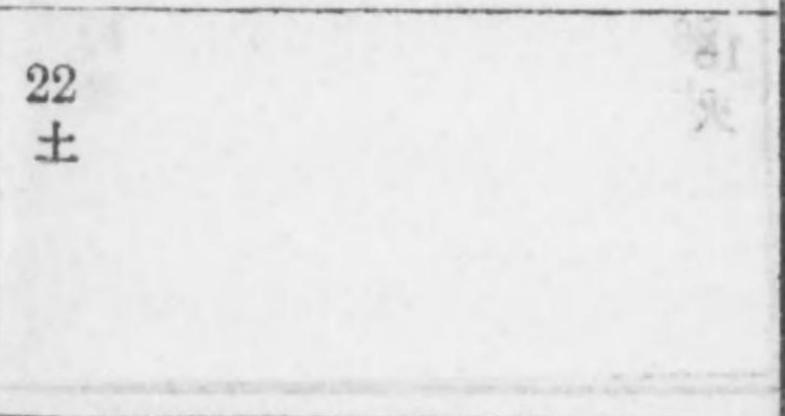
二五 二八五 九 三 一
 〇日 日 日 日 日
 日 日 日 日 日
 日 日 日 日 日

四月

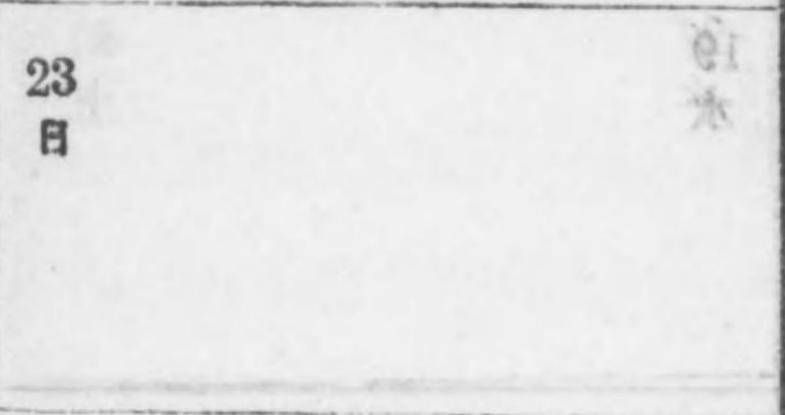
21
金



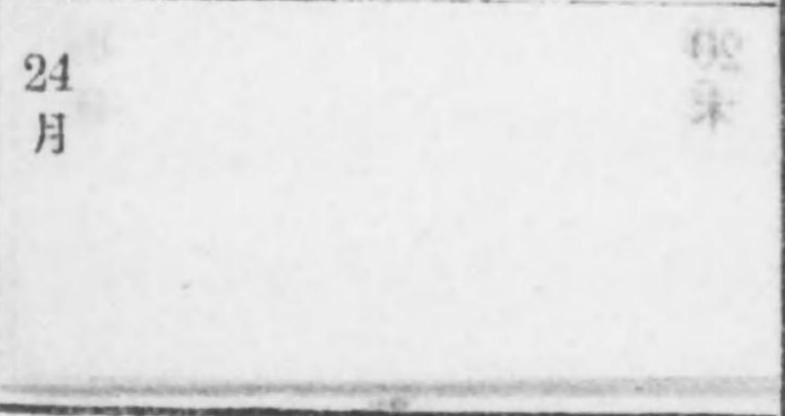
22
土



23
日



24
月





29
土

迎火

30
日

迎火

豫備

迎火

★五月

プロレタリア
メーデー

吾等の日誌

三日 一九二六、英國總同盟罷工惨敗

九日 大正一〇、日本社會主義同盟大會

五日 一八一八、マルクス生る

八日 一八一四、バクレーン生る

二〇日 明治卅四、社會民主黨結成

二五日 明治一五、東洋社會黨生る

二七日 全國農民組合結成

二八日 パリ・コミンテルン最後の日

五月

ノ一デー

1月

2火

3水

4木

五月の豫定



二八日 日
 二九日 日
 三十日 日
 一日 日
 二日 日
 三日 日
 四日 日
 五日 日
 六日 日
 七日 日
 八日 日
 九日 日
 十日 日
 十一日 日
 十二日 日
 十三日 日
 十四日 日
 十五日 日
 十六日 日
 十七日 日
 十八日 日
 十九日 日
 二十日 日
 二十一日 日
 二十二日 日
 二十三日 日
 二十四日 日
 二十五日 日
 二十六日 日
 二十七日 日
 二十八日 日
 二十九日 日
 三十日 日

五月

9 火	初 七
10 水	初 八
11 木	初 九
12 金	初 十

五月

5 金	初 五
6 土	初 六
7 日	初 七
8 月	初 八

五月

17 水	17 日
18 木	18 日
19 金	19 日
20 土	20 日

五月

13 土	13 日
14 日	14 日
15 月	15 日
16 火	16 日

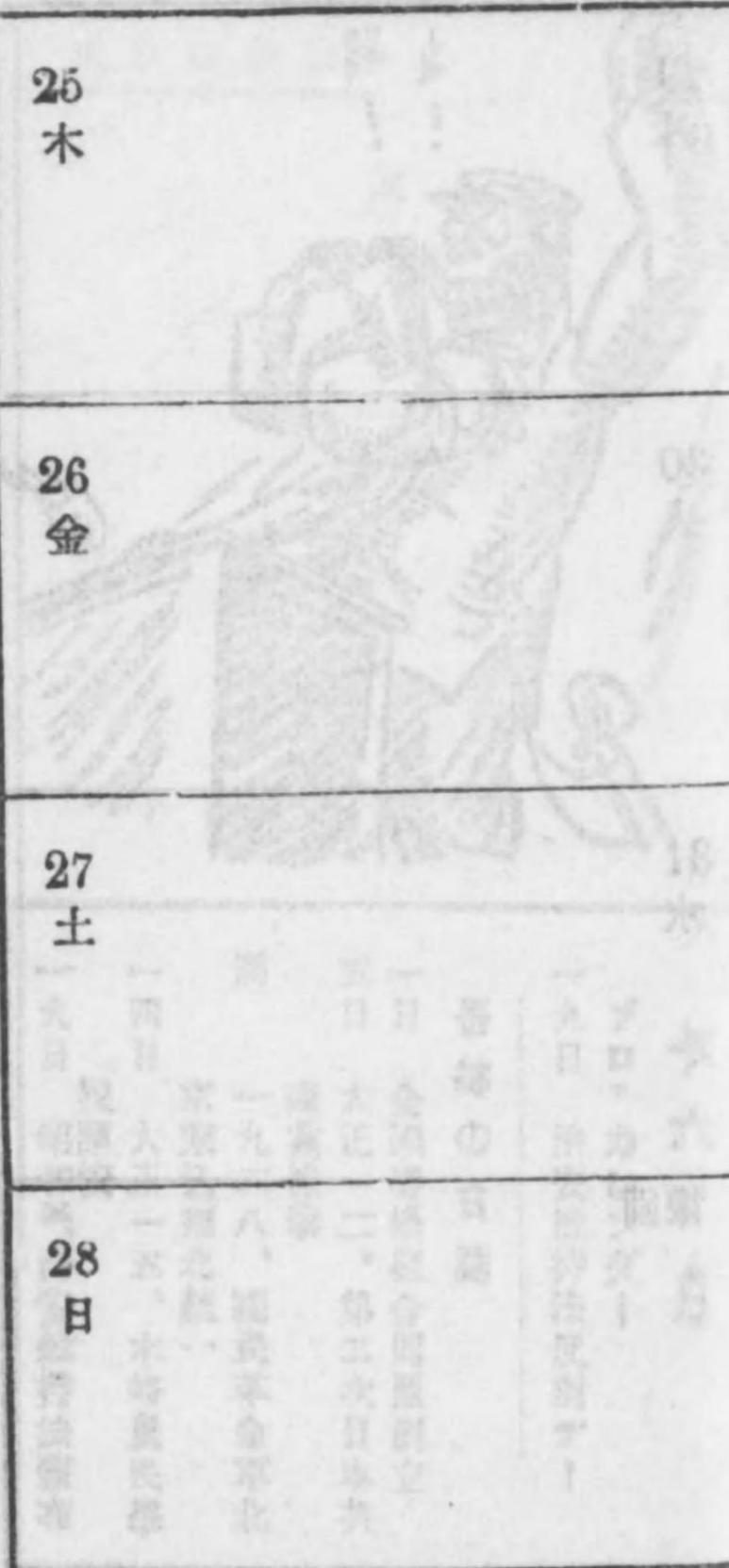
五月

25
木

26
金

27
土

28
日



一日 五月五日 香取の口
 二日 五月六日 香取の口
 三日 五月七日 香取の口
 四日 五月八日 香取の口
 五日 五月九日 香取の口
 六日 五月十日 香取の口
 七日 五月十一日 香取の口
 八日 五月十二日 香取の口
 九日 五月十三日 香取の口
 十日 五月十四日 香取の口
 十一日 五月十五日 香取の口
 十二日 五月十六日 香取の口
 十三日 五月十七日 香取の口
 十四日 五月十八日 香取の口
 十五日 五月十九日 香取の口
 十六日 五月二十日 香取の口
 十七日 五月二十一日 香取の口
 十八日 五月二十二日 香取の口
 十九日 五月二十三日 香取の口
 二十日 五月二十四日 香取の口
 二十一日 五月二十五日 香取の口
 二十二日 五月二十六日 香取の口
 二十三日 五月二十七日 香取の口
 二十四日 五月二十八日 香取の口
 二十五日 五月二十九日 香取の口
 二十六日 五月三十日 香取の口

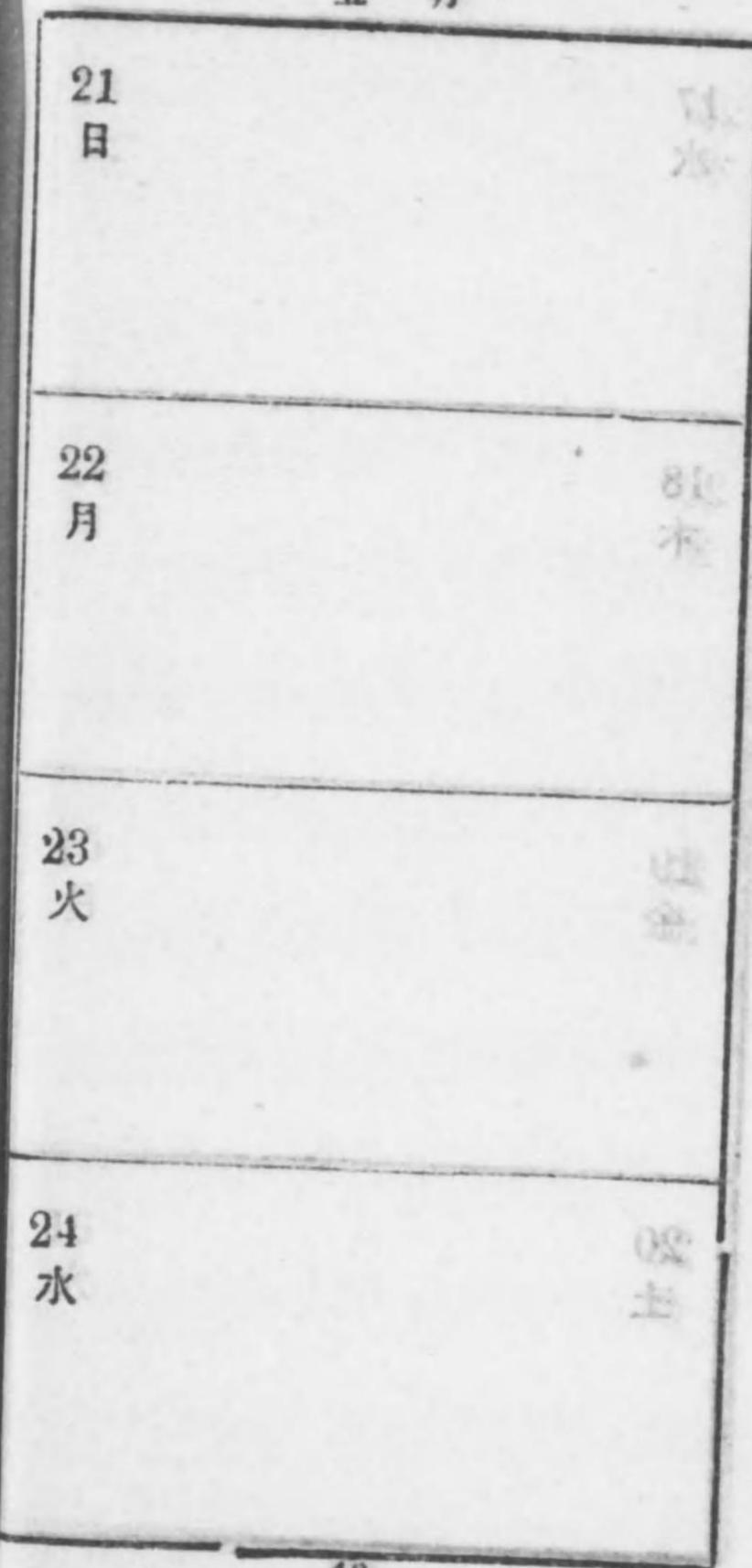
五月

21
日

22
月

23
火

24
水



五月

29
月

木

30
火

金

31
水

土

豫備

日



★六月

プロ・カレンダー

一九日 治安維持法反対デー

吾等の日誌

一日 全国労働組合同盟創立

五日 大正一二、第二次日本共産黨檢舉

同 一九二八、國民革命軍北

京乘込南北統一

一四日 大正一五、木崎農民學

校開校

一九日 昭和三、治安維持法發布

六月

1
木

2
金

3
土

4
日

六月の豫定



一日 朝鮮軍兵隊の退却
 二日 朝鮮軍兵隊の退却
 三日 朝鮮軍兵隊の退却
 四日 朝鮮軍兵隊の退却
 五日 朝鮮軍兵隊の退却
 六日 朝鮮軍兵隊の退却
 七日 朝鮮軍兵隊の退却
 八日 朝鮮軍兵隊の退却
 九日 朝鮮軍兵隊の退却
 十日 朝鮮軍兵隊の退却
 十一日 朝鮮軍兵隊の退却
 十二日 朝鮮軍兵隊の退却
 十三日 朝鮮軍兵隊の退却
 十四日 朝鮮軍兵隊の退却
 十五日 朝鮮軍兵隊の退却
 十六日 朝鮮軍兵隊の退却
 十七日 朝鮮軍兵隊の退却
 十八日 朝鮮軍兵隊の退却
 十九日 朝鮮軍兵隊の退却
 二十日 朝鮮軍兵隊の退却
 二十一日 朝鮮軍兵隊の退却
 二十二日 朝鮮軍兵隊の退却
 二十三日 朝鮮軍兵隊の退却
 二十四日 朝鮮軍兵隊の退却
 二十五日 朝鮮軍兵隊の退却
 二十六日 朝鮮軍兵隊の退却
 二十七日 朝鮮軍兵隊の退却
 二十八日 朝鮮軍兵隊の退却
 二十九日 朝鮮軍兵隊の退却
 三十日 朝鮮軍兵隊の退却

六月

9 金	
10 土	
11 日	
12 月	

六月

5 月	1 木
6 火	2 金
7 水	3 土
8 木	4 日

六月

17 土		17 土
18 日		18 日
19 月	治安維持法反対デー	19 月
20 火		20 火

六月

13 火		13 火
14 水		14 水
15 木		15 木
16 金		16 金

六月

25 日	09 六
26 月	08 金
27 火	07 木
28 水	06 水

六月

21 水	05 土
22 木	04 日
23 金	03 月
24 土	02 火



29
木

祝日

30
金

祝日

豫備

祝日

祝日

★七月

プロ・カレンダー

三日 インターナショナルデー
六日 国際消費組合デー

吾等の日誌

- 一日 一八七六、バクーニシニ死す(六三)一九
- 二日 二四、排日法アメリカに實施
- 三日 赤色労働組合インターナショナル第一回大會
- 五日 昭和六、全國大衆黨、労働黨、社民實現同盟合同、全國労働大衆黨結成
- 二四日 昭和七、全國労働大衆黨、社会民衆黨合同、社会大衆黨結成
- 二五日 一九一五、英紡績労働者大罷業
- 二五日 昭和五、日本大衆黨、全國民衆黨、地方無産戦線統一協議會合同、全國大衆黨結成
- 二八日 一九一四、歐洲大戰始まる
- 三一日 一九一四、ジャンゴロレス暗殺さる

七月

1
土

土

2
日

日

インターナショナルデー

3
月

月

4
火

火

七月の豫定



三十一日 東京 日本赤十字社 創立記念式典
 二十八日 東京 日本赤十字社 創立記念式典
 二十五日 東京 日本赤十字社 創立記念式典
 二十二日 東京 日本赤十字社 創立記念式典
 二十日 東京 日本赤十字社 創立記念式典
 十九日 東京 日本赤十字社 創立記念式典
 十八日 東京 日本赤十字社 創立記念式典
 十七日 東京 日本赤十字社 創立記念式典
 十六日 東京 日本赤十字社 創立記念式典
 十五日 東京 日本赤十字社 創立記念式典
 十四日 東京 日本赤十字社 創立記念式典
 十三日 東京 日本赤十字社 創立記念式典
 十二日 東京 日本赤十字社 創立記念式典
 十一日 東京 日本赤十字社 創立記念式典
 十日 東京 日本赤十字社 創立記念式典
 九日 東京 日本赤十字社 創立記念式典
 八日 東京 日本赤十字社 創立記念式典
 七日 東京 日本赤十字社 創立記念式典
 六日 東京 日本赤十字社 創立記念式典
 五日 東京 日本赤十字社 創立記念式典
 四日 東京 日本赤十字社 創立記念式典
 三日 東京 日本赤十字社 創立記念式典
 二日 東京 日本赤十字社 創立記念式典
 一日 東京 日本赤十字社 創立記念式典

七 月

9
日

10
月

11
火

12
水

七 月

5
水

6
木

7
金

8
土

國際消費組合デー

七月

17
月

17
金

18
火

18
土

19
水

19
日

20
木

20
金

七月

13
木

13
日

14
金

14
月

15
土

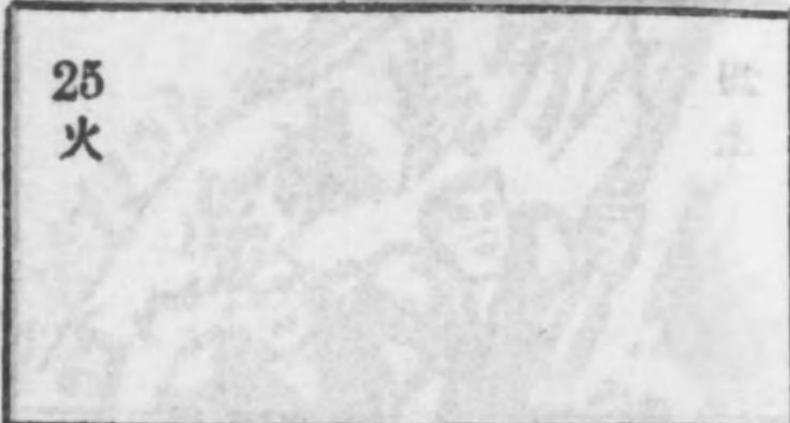
15
火

16
日

16
水

七月

25
火



世
土

26
水



27
木

日
月
星
辰
大
正
三
年
七
月
二
十
七
日
火
曜
日
大
正
三
年
七
月
二
十
七
日
火
曜
日
大
正
三
年
七
月
二
十
七
日
火
曜
日

世
木

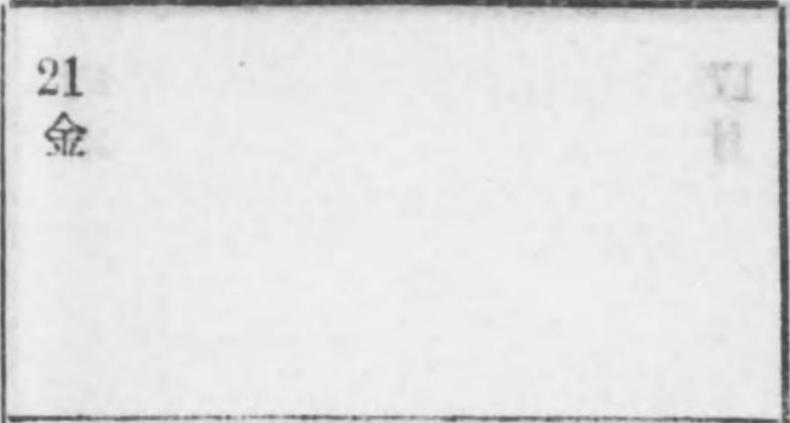
28
金

日
月
星
辰
大
正
三
年
七
月
二
十
八
日
金
曜
日
大
正
三
年
七
月
二
十
八
日
金
曜
日
大
正
三
年
七
月
二
十
八
日
金
曜
日

世
金

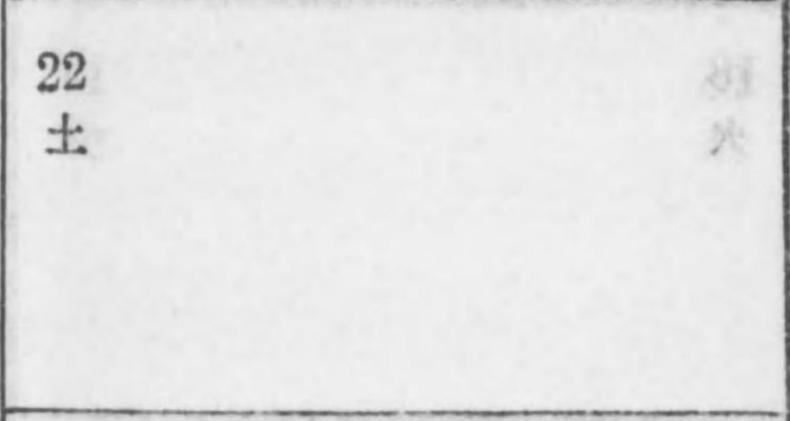
七月

21
金



世
金

22
土



世
土

23
日



世
日

24
月



世
月



29
土

30
日

31
月

豫備

★八月
プロ・カレンダー
一日 反戦デー
五日 エンゲルスデー

吾等の日誌

- 三日 大正元、日本労働同盟創立
- 四日 一八七〇、フランス革命政府樹立
- 五日 大正七、米暴動富山滑川に起る
- 五日 エンゲルス死す(七六歳)
- 二日 大正三、川崎造船所争議惨敗
- 一日 一九〇四、片山潜ブレハノフと国際社会黨大會席上に握手
- 二日 明治四三、日韓併合
- 二日 フランス議會人權宣言
- 二日 昭和七 大衆議會、芝協調會館に於て開催

八月

反戦デー

1
火

土

2
水

日

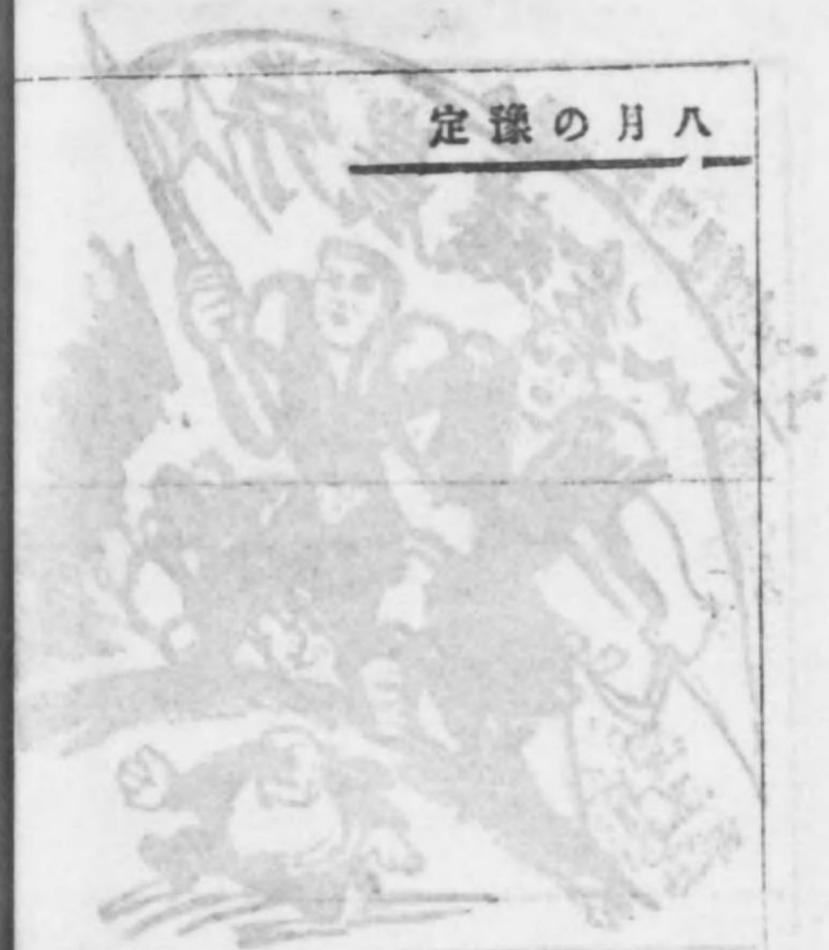
3
木

月

4
金

火

八月の豫定



一日 エニヤスマー
 二日 大五三
 三日 大五三
 四日 大五三
 五日 大五三
 六日 大五三
 七日 大五三
 八日 大五三
 九日 大五三
 十日 大五三
 十一日 大五三
 十二日 大五三
 十三日 大五三
 十四日 大五三
 十五日 大五三
 十六日 大五三
 十七日 大五三
 十八日 大五三
 十九日 大五三
 二十日 大五三
 二十一日 大五三
 二十二日 大五三
 二十三日 大五三
 二十四日 大五三
 二十五日 大五三
 二十六日 大五三
 二十七日 大五三
 二十八日 大五三
 二十九日 大五三
 三十日 大五三

八月

9 水	日
10 木	日
11 金	日
12 土	日

八月

エンゲルステー

5 土	日
6 日	水
7 月	木
8 火	金

八月

17 木	17 木
18 金	18 金
19 土	19 土
20 日	20 日

八月

13 日	13 日
14 月	14 月
15 火	15 火
16 水	16 水

八月

25
金

假
欠

26
土

27
日

二 一 五 四 三 二 一
八 五 六 月 日 日 日 日 日 日 日
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
一 化 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
八 全 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日

28
月

日本労働組合
新日本労働組合
新日本労働組合
新日本労働組合
新日本労働組合
新日本労働組合
新日本労働組合
新日本労働組合
新日本労働組合
新日本労働組合

八月

21
月

日
木

22
火

日
金

23
水

日
土

24
木

日
日

万国労働者の団結せよ!



海を越へて

二 八日 ナショナル創立大会
 二 五日 創立記念日
 一 六日 討伐昭七、日本労働組合
 一 六日 日露大杉榮、伊藤野枝甘粕大
 四 四日 日露事件、反對國民大會機打
 三 四日 第一日曜國際無産青年デー
 同 大正一三、和田久太郎福田
 同 大正一五、新潟木崎争議
 一 日 香等の日誌
 二 八日 國際無産青年デー
 三 八日 インターナショナルデー

八月

29 火	
30 水	
31 木	
豫備	

九月

1
金

六

2
土

七

国際無産青年デー

3
日

八

4
月

九

天國の労働者

九月の労働



前進

三 日	二 日	一 日	一 日	四 日	三 日	二 日	一 日	一 日	二 日	三 日
大 会										
日 本										

九 月

<p>9 土</p>	
<p>10 日</p>	
<p>11 月</p>	
<p>12 火</p>	

九 月

<p>5 火</p>	
<p>6 水</p>	
<p>7 木</p>	
<p>8 金</p>	

九 月

17 日	辰 木
18 月	巳 金
19 火	午 土
20 水	未 日

九 月

13 水	申 金
14 木	酉 日
15 金	戌 土
16 土	亥 水

九月

25
月

26
火

27
水

28
木

一日 一八三... 空想的...
 二日...
 三日...
 四日 一八...
 五日 大正...
 六日...
 七日...
 八日...
 九日...
 十日...
 十一日...
 十二日...
 十三日...
 十四日...
 十五日...
 十六日...
 十七日...
 十八日...
 十九日...
 二十日...
 二十一日...
 二十二日...
 二十三日...
 二十四日...
 二十五日...
 二十六日...
 二十七日...
 二十八日...
 二十九日...
 三十日...

九月

21
木

22
金

23
土

24
日

21
日

22
日

23
日

24
日